

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 2 1 年 9 月 1 7 日 (木 曜 日)

議 事 日 程

平成 2 1 年 9 月 1 7 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

1 開議宣告

日程第 1 一般質問

通 告 順	議 席 番 号	氏 名	質 問 事 項
1	1	竹口 大紀	1. 保育所職員のあり方 2. 大山の農商工連携
2	4	杉谷 洋一	1. 山林事業の取り組みについて 2. 集落行政座談会について
3	9	吉原美智恵	1. 指定管理施設のあり方は 2. 「大山ファンクラブ」と「ふるさと納税制度」の取り組みは
4	18	西山富三郎	1. わたしたちのまちの憲法（自治基本条例）をつくろう 2. 求められる自治体職員像
5	2	米本 隆記	1. 農業振興の取り組みについて 2. 幼児期の子育て支援拡大について 3. 後期高齢者医療制度保険料納付について 4. グリーンツーリズムの実施について
6	8	西尾 寿博	1. 「甲川のすばらしさを生かせないか」
7	6	池田 満正	1. 大山診療所の今後は
8	10	岩井美保子	1. ごみ問題について問う 2. 選挙の期日前投票所について
9	3	大森 正治	1. 大山診療所の機能復活に向けて 2. 住民への説明責任は十分か 3. 国民健康保険の減免制度の創設を
10	11	諸遊 壤司	1. 保育所問題について 2. 町営墓地建設について（山香荘活用）

11	5	野口 昌作	1. 企業誘致の取り組みについて 2. 水田災害復旧工事等における工事の適正化について
12	14	岡田 聰	1. 保育所環境の改善を 2. 児童・生徒の学力向上策は

本日の会議に付した事件

1 開議宣告

日程第1 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質問事項
1	1	竹口 大紀	1. 保育所職員のあり方 2. 大山の農商工連携
2	4	杉谷 洋一	1. 山林事業の取り組みについて 2. 集落行政座談会について
3	9	吉原美智恵	1. 指定管理施設のあり方は 2. 「大山ファンクラブ」と「ふるさと納税制度」の取り組みは
4	18	西山富三郎	1. わたしたちのまちの憲法（自治基本条例）をつくろう 2. 求められる自治体職員像
5	2	米本 隆記	1. 農業振興の取り組みについて 2. 幼児期の子育て支援拡大について 3. 後期高齢者医療制度保険料納付について 4. グリーンツーリズムの実施について
6	8	西尾 寿博	1. 「甲川のすばらしさを生かせないか」
7	6	池田 満正	1. 大山診療所の今後は
8	10	岩井美保子	1. ごみ問題について問う 2. 選挙の期日前投票所について
9	3	大森 正治	1. 大山診療所の機能復活に向けて 2. 住民への説明責任は十分か 3. 国民健康保険の減免制度の創設を

出席議員（19名）

1 番	竹 口 大 紀	2 番	米 本 隆 記
3 番	大 森 正 治	4 番	杉 谷 洋 一
5 番	野 口 昌 作	6 番	池 田 満 正
7 番	近 藤 大 介	8 番	西 尾 寿 博
9 番	吉 原 美 智 恵	10 番	岩 井 美 保 子
11 番	諸 遊 壤 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	椎 木 学	16 番	野 口 俊 明
17 番	鹿 島 功	18 番	西 山 富 三 郎
19 番	荒 松 廣 志		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森 田 増 範	教育長 ……………	山 根 浩
副町長 ……………	小 西 正 記	総務課長 ……………	田 中 豊
企画情報課長 ……………	野 間 一 成	住民生活課長 ……………	小 西 広 子
税務課長 ……………	中 田 豊 三	建設課長 ……………	押 村 彰 文
農林水産課長 ……………	池 本 義 親	水道課長 ……………	船 田 晴 夫
福祉保健課長 ……………	戸 野 隆 弘	人権推進課長 ……………	近 藤 照 秋
観光商工課長 ……………	小 谷 正 寿	大山振興課長 ……………	福 留 弘 明
診療所事務局長 ……………	斎 藤 淳	地籍調査課長 ……………	種 田 順 治
教育次長 ……………	狩 野 実	学校教育課長 ……………	林 原 幸 雄
社会教育課長 ……………	手 島 千 津 夫	幼児教育課長 ……………	高 木 佐 奈 江
農業委員会事務局長 ……………	高 見 晴 美	中山支所総合窓口課長 ……………	山 下 一 郎
大山支所総合窓口課長 ……………	麴 谷 昭 久	教育委員長 ……………	伊 澤 百 子

午前9時30分開会

開議宣告

○議長（荒松廣志君） おはようございます。本日から一般質問を行います。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議

を開きます。本日は一般質問を行います。一般質問を通告された議員は、12人です。本日とあすの2日間にわたって行う予定であります。

日程第1 一般質問

○議長（荒松廣志君） 日程第1、一般質問を行いません。通告順に発言を許します。1番、竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。竹口大紀でございます。通告にしたがいまして今日は2点質問したいと思っております。

まず一点目は、教育委員会に答弁を求める質問です。保育所職員のあり方について、今に始まったことではございませんが、以前から保育所職員、保育士の待遇について、また雇用形態の違いについてなど、さまざまな問題が取り上げられてきております。その中で町内の保育所ではですね、正規職員の割合が非常に少なく、雇用形態が違う職員でも職務が同じような内容だというふうに聞いております。

そこで3点、保育所職員の雇用形態とそれぞれの人数について、2点目、職務内容や権限、待遇にどのような違いがあるのか。3点目、これらの職員の割合を今後どのようにしていくつもりか、お願いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

○教育委員長（伊澤百子君） はい、議長。

○議長（荒松廣志君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤百子君） ただいまの竹口議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、保育所職員の雇用形態とそれぞれの人数は、というご質問にお答えをいたします。大山町には、10園保育所がございますが、その保育所の職員は、所長、保育士、調理師でございます。雇用の形態は、正職員、嘱託職員、臨時職員、パート職員で、保育士の場合、その人数は所長さんも含めまして正職員が31人、嘱託職員が18人、臨時職員が34人、そしてパート職員が21人となっております。また、調理師につきましては、正職員が10人、嘱託職員が1人、臨時職員が7人、パート職員が3人という構成になっております。

2番目の、職務内容や権限、待遇にはどのような違いがあるか、とのご質問でございますが、保育士のうち正職員と嘱託職員はクラス担任を持ちまして、また臨時職員、パート職員はその担任の補助として保育に携わっていただいております。ただ産休の場合の代替として入っていただきます臨時職員は、クラス担任も持っています。このように、雇用形態や職務内容によってその権限も異なりますが、しかし保護者の方々や子どもたちにとりましては、保育士はみんな同じ「先生」として接していただいております。

待遇につきましてですが、正職員は条例、また規則のとおりですし、嘱託職員、臨時職員につきましては、町の「嘱託職員及び臨時職員の雇用に関する要綱」というのがございますので、これに定められた待遇となっております。

3番目に、これらの職員の割合を今後どのようにしていくつもりか、とのご質問ですが、職員構成につきましては、教育委員会としても大変大きな課題であるというふうにずっと捉えてまいりました。保育士に占める正職員の割合は37%、これはパート職員を除いたものです。ただし、保育所長さんは担任を持っていませんので、そのことを考えますと実質は29%というふうになっています。現状ですでに正職員の数がぎりぎりの状況ですので、保育所再編や新規職員の採用などによりまして、正職員の比率を少しずつでも引き上げていきたいというふうに思っているところです。現在、来年度に向けて正職の保育士の採用も若干ですが予定をしております。また保育所の今後のあり方を検討する上でこうした課題につきましてはしっかり議論していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） ただいま答弁いただきました内容に関しまして追加の質問をしたいと思います。まずこの質問の意図ですけれども、これが保育士の待遇を改善する、職員の待遇を改善するということが大きな目的ではなくですね、その根底にあります保育環境の安定性を高めるといった事を主眼に置いております。ちょっと語弊があるかもしれませんが、嘱託職員さんや臨時職員さんが、このままずっと先仕事を続けていけるのかどうか、心配しながらですね、まあ自分のことを心配しながら自分の家庭のことを心配しながら子どもたちの保育環境を整えていけるのかどうか、それから当然臨時職員さんなどは、入れ替わり辞められる方やどんどん新しく入ってこられる方がいらっしゃって、そのような環境の中で子どもたちが落ち着くのかどうか。以上2点、どのように考えておられますか。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

○教育委員長（伊澤百子君） はい、議長。

○議長（荒松廣志君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤百子君） ただいまの竹口議員の追加質問に対してですが、おっしゃるとおり大変不安定な状態にあるというふうにはわたしたちも認識しております。職員の数も先ほど申しましたようにぎりぎりでありまして、早朝の場合、延長の場合は、その時によって園児の人数も移動いたしますので、その都度、園長さんが一生懸命になって保育士さんを手配をなさっている、というような状況で、また今いろんなサービスが各保育所でいろいろなされておりますけれども、もう本当にそれが少し限界かな、おのずと延長保育の場合も、今日はこの先生、昨日はあの先

生というふうに変わりますと、園児の方も落ち着かないというような状況もありますので、その辺りも含めまして、今保育所の再編ということについて正職員の職員数も割合をあげ、人数もサービスを拠点化することで増やし、今日また明日に向けてのどなたかの議員さんのご質問で答弁をさせていただくことになるかと思いますが、そういったことも含めまして、今、教育委員会では、一生懸命審議をしているところでございます。詳しくは教育長の方から追加で答弁をしていただきます。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） 竹口議員さんの追及の質問にお答えしたいと思います。

まず働く人々が、安定しないで子どもたちが安定するののかということでございましたけれど、全くそのとおりだと思います。いろんな形で旧3町からずっと引き続いております10園があります。いろいろなことが過去もいっぱいことあったわけですが、過去は過去としてこれから頑張っていかなきゃいけないわけですが、まあその一つとしましてですね、最初に保育所の人の人数っていうのをご理解いただきたいと思いますけれども、年中と年長は、30人に1人っていうのが一応国の基準でございまして。それから3歳児は1クラスが20人、が、これが基準でございまして。2歳児は6人に1人が基準でございまして。1歳児は4.5人に1人。0歳児は3人に1人というのが一応国の基準でございまして。ご存知のように大山町の場合でいきますと、それよりもだいぶ厚くですね、いろんな形で手厚くしてあると。先ほども教育民生の委員の皆さんに保育所を回っていただきましたけれど、それはご理解いただけるだろうと。ただ正職員が少ないっていうのは、事実でございまして、委員長が申しましたとおりでございまして、今回久方振りに保育士の採用という形でありました。で、特に長年にわたってですね、一生懸命大山町の保育園に頑張っていた方もたくさんおられます。その方にもたくさん受けていただくように所長さんを通じてお願いしたところですが、まあ受かっていただかないとどうしようもないと思いますけれども、頑張ってこられた方も採用になるといいなというのが今の気持ちでございまして。で、ただ何にも今までそういった形ではなかったかといいますと、例えば今年から臨時さんやパートさんにつきましてもですね、21年度から上限が6,500円でございますけれども、通勤手当を出すようにしたりとかですね、年次有給休暇も与えたりとかですね、いろんなこれは18年の4月1日からでございましてけれども、それぞれの状態に応じて違ってございますけれども、いろんな形で努力はしているつもりでございまして。ただもう一つ、ついでに言いますと、新しい職員の採用が待たれると言いますのはですね、今おられる正職員の方が平成27年になりますとですね、55歳から60歳以上の方が、55%になってしまう。どうしても若い、若いのが全ていいとは限りませんが、きちんとし

た職員の方の入っていただいて安定的にやっていただきたいというのが願いでございます。以上でございます。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 教育委員会の方もやはり現在、不安定な環境だという認識だったかと思います。それに関しましてもう一点だけ追加の質問をしたいと思います。

まあその再編、統合などに向けて協議などがされているかと思いますが、統合、来年度いきなり「統合します」とか、そういった事はおそらく現実的には無理ではないかと思っております。それまでの数年間、じゃあそれまでの数年間は今の保育環境、不安定な保育環境のまま、そのまま放置しておいていいのか。そこがやっぱりネックになってくると思います。当然正職員を増やせばですね、統合時に正職員さん、保育士さんには辞めていただかなければならないのかなども問題になってくるかと思っておりますけれども、じゃあ臨時職員さんなら辞めていただいてもいいとか、そういった問題ではないと思うんですね。そして、その先ほど教育長の方からありましたけれども、正規職員さんの年齢層が高いということで、その正規職員さんの多い年代が退職された後っていうのはまたどっと新しい正職員さんを雇い入れることになりまして、またその方たちが退職される歳になれば、また正職員さんを入れ替えるといった非常に職員が一気に入れ替わるというようなことになりまして当然保育のノウハウなども蓄積されないと考えますし、その正職員さんたちが保育園にいらっしゃる間というのは安定するかもしれませんが、入れ替わる際などにはちょっと不安定になるんじゃないかと考えております。そのためには、定期的に正職員さんを入れるなり、正職員さんでなくても長く続けていただける環境、待遇の改善などをする必要があると思っておりますが、そのためにはやはり財政の問題、お金が当然絡んできますから教育委員会の中だけでは解決しきれない問題もあるかと思っております。かといって不安定な環境をそのまま放置しておくわけにはいかない。

そこで、来年度の予算要求をされる際に、保育士の待遇の改善を考えて予算要求をされるつもりがあるのか。そういったところのお考えをお聞かせください。

○議長（荒松廣志君） 答弁。

○議員（6番 池田満正君） はい、議長。

○議長（荒松廣志君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤百子君） その件につきましては、教育長よりの方よりお答えをいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君

○教育長（山根 浩君） 非常に多岐にわたるご質問だったと思いますけれども、なかなかある意味で悩ましいこともあるかと、教育委員会が待遇改善に怠っているというつもりは毛頭ありません。頑張っていきたいと思っております。それはわたしたちの仕事だろうと思っています。ですけれども、町全体の中でもっと考えるということもあるわけですし、突出して保育士だけということとはなかなかならないのではないのかなという気がしております。

それから、協議を充分それは進めてまいりたいと思います。で、今竹口議員さんが、職員が一気に変わるというようなことがありましたけれども、そういうことがないためにもですね、今まで一生懸命それぞれの大山町の保育園で頑張ってきた職員の皆さんに試験を受けていただいてですね、はじめて採用があるということです。ですので、できればとっていただいた中の人で、ある程度年齢が高い人でもですね、入っていただくと、その一気にということですね、ならんだろうと思います。因みに55歳からの、平成27年には55%ぐらいにはなると言いましたけれども、今はあれですけれども、20、来年で8%ぐらいがなされる。あとだんだんだんだん20%になったり24年には22%ぐらいになったり、という形になってきます。どうしても学校の採用の人数も、例えば団塊の世代の時や団塊ジュニアの時にはどうしてもどっと増えてきますけれども。で、その人たちが辞めると大きな穴が、やっぱりそういった時に、県の教育委員会でもいろいろやってきましたのは、年齢を、採用する年齢の幅を広げてそれですできるだけ穴埋めしていく、というような考えだろうと。待遇の問題につきましては、非常に難しい問題もたくさんあると思いますけれども、できるだけ頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） では、次の質問に入りたいと思います。

2点目、大山町の農商工連携に関してです。今、全国各地で農商工連携の事例が多数出ています。有名なものは、北海道や九州の方でいろいろ出ておりますけれども、それは今の農産物等々がそのままでは流通にくい、流通に限界があるといったことで工業、商業と組み合わせて新しい流通形態、新しい商品開発をしていこうという動きだと思っています。

その中で2点、まず一つ目が、現在大山町や大山恵みの里公社が行なっている農商工連携の事例にはどのようなものがあるのか。

2点目は、今後どのような取り組みを計画しているか。以上2点を質したいと思います。

○議長（荒松廣志君） 町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 先ほどの竹口議員さんの農商工連携についてのご質問にお

答えをさせていただきたいと思います。

竹口議員さんご指摘のとおり、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、これが平成20年7月に施行されて以来、こうしたいろいろな業種の連携の取り組みが加速されております。先ほどおっしゃったとおりでございます。特に経済産業省では全国の中からモデルとして、農商工連携88選を選定をして、補助メニューを充実するなど、支援策を充実させてきておるところでございます。こうした取り組みは従来の「作るだけ」「売るだけ」といった狭い範囲の経済活動この限界を、相互の連携を図ることで乗り越えていこうというもので、今後の経済発展の、地方経済の発展には欠くことのできない手法であると私も認識をしておるところでございます。

まず、一つ目の大山町における現段階の農商工連携の取り組みの事例でございますけれども、以前から大山のはたけしめじ、あるいはわたしも農協におりました時に関わりましたけれどもブルーベリージャムの生産であったりとか、そういった取り組みがございます。

本日は最近の取り組みの中での三つの事例を紹介させていただきたいと思えます。一つは、「大山ピーナッツ」でございます。これは、大山恵みの里公社と業務提携を締結している地場金融機関からの紹介によって広島県の食品メーカーと町内の生産者、そして生産者の組合の方々が、落花生を契約栽培して、その販売を公社が担うといった形のものでございます。一年目ではありますけれども、現在平成20年度に生産されました落花生、大山ピーナッツ、既に道の駅の方では売れ筋商品ということで定着をしておるところであります。

次に、「大山そば」でございます。転作の作物として旧大山町で特に奨励しながら取り組んできた経過もあり、大山町の中で現在生産される玄そば約30トンにもなっております。これの販売の確保が大きな課題となっておりましたところでした、現在この半数を島根県の製麺所と契約を結び「大山そば」としての製品をして、道の駅を始め、公社の流通ルートでの販売をいたしておるところでございます。

三つ目はお酒でございます。先般、新しいものが回ってきまして、少し議員さんにも試飲をしていただいたところでもございますけれども、9月1日から特別純米酒山田錦を原料とした「大山恵みの里」を本格販売しておるところでございます。これは町内の米農家さんに有機栽培の手法で酒米を生産していただき、公社の企画によって、オリジナルブランドの日本酒を、本町にどうしても酒を作るところがございませんので、近隣の、隣町の酒蔵にお願いをして醸造していただいたものでございます。

次に二つ目の今後の取り組みの計画でございます。こうした取り組みを今後も公社を中心に推し進めていきたいと考えております。町内の水産物の高付加価値化、

町内農家の所得向上を図ると共に、町内商工業者の皆さんの事業の活性化にも繋げていきたいという具合に考えております。香取地区の方で栽培が始まりましたこんにゃく、また認知症の対策として注目を浴び始めましたラベンダー、これの検討などもしております可能性をもっておるものと思っております。また中山地区内で整備を進めております農産物処理加工施設、これとの連携強化を図っていき、更にこうした農商工連携の推進が図られるものと考えております。いずれにしても、こうした取り組みは、従来の枠にはとらわれない斬新でまた独創的な発想が大きな決め手になっていると思っておりますので、いろいろなアイデア、思いつきがビジネスのスタイルとしての可能性を持っておるものと思っております。議員さんからのまた積極的なご提案、アイデアもいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 議員からも積極的な提案を、アイデアをということでございましたので、早速追加の質問といたしまして、1点ほど質問をしたいと思います。

先ほどご答弁の中で従来の枠にはとらわれない斬新で独創的な発想が決め手であると。新しい商品開発には、そういった自由な発想が大事であるというふうにおっしゃられました。これはごもつともだと思います。

そこでですね、町内の中で町内の特産品、魅力を探してもですね、普段大山町に住んでいらっしゃる方っていうのは、なかなか大山町のいいところに気づきにくいといったことがあると思います。

そこで県外の人をもっと活用するような取り組み、特に近場でいいますと、隠岐の島の海士町ですかね、商品開発で島の外から人を、最初は1年契約で雇い入れて、給与を保証しながら、自由な商品開発を行なっていただくと、若い人が中心となっておりますけれども、そういった取り組みが非常に成功して今特産品が増えてきているという事例もあります。まあただ、単純に県外、町外の人を雇い入れるという発想でもいいかと思っておりますけれど、元々大山町に住んでいらっしゃる方で、現在進学、就職などで大山町外におられる、県外遠い所に住んでおられる方を、そういった職員として、スタッフとして雇い入れて、新たな視点で大山町の特産品を見つけていただく。僅かではあります、就業の施策にもなると思っておりますし、そして何より新しい商品開発をして、新しい商品が生まれれば、新たな産業になって、また雇用も増えていくといったとてもいいサイクルが回っていくのではないかと考えておりますが、そのようにして町外の方をスタッフとして、商品開発するための専用の専門のスタッフとして、雇い入れたりするお考えがあるのかどうかお聞きし

たいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 竹口議員さんの追及質問にお答えさせていただきたいと思
います。特に大山町出身者のということもあるでしょうし、新しい商品開発という
ことで地元におるものよりも外からの視点で見ていく中で、素晴らしいものが出て
くるんでないかという提案かなと思って伺っております。

実は、1点は先ほど申し上げました農産物の加工処理施設が、来年から稼働して
いくという計画をしております。その製品を当然、大山ブランドにも行き着くよ
うな商品を是非ともそこから発信していきたいという思いもございませう。工場長さ
んの人選ということの中で公募をさせていただいて、先般県外の方から来ていただ
くということを決断をさせていただいております。残念ながらこの方は大山町の出身
ということではございませうけれども、いろいろな経験をお持ちの方であり、ある
いはそれこそいろいろなアイデアを持たれながら商品開発やあるものをさらに精度
の高いものに仕上げさせていただくということの中で、たくさんの応募の中から選任を
させていただいたという経過がございませう。

先ほど職員としてのいろいろな商品開発であったり、販売促進であったりという
形の中で県外の方を、県外の出でおられる方を町内出身の方でという提案がござ
いませうけれども、早々にその取り組みになれるのかなと思っておりますけれども、
そのアイデアは参考にさせていただきたいと思ひます。

ただ一つの手法としては、町の外で活躍しておられるたくさんの方々もおられま
す。あるいは若い町内出身の方もおられます。いろいろなネットワークを使いなが
ら、モニター的な提案であったり、外からの大山町に対するそういった思いをいた
だきながら提案をしていただくというようなことも今話を伺いながらアイデアとし
て可能性としてあるかなと思ひます。まあそのようなところでございませうので、ご理解
のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議員（1番 竹口大紀君） 了解しました。以上で終わります。

○議長（荒松廣志君） 次に、4番、杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 杉谷洋一でございませう。先ほど竹口議員さんの若さ
溢れる質問ということで、ちょっと私、年をとっております、お疲れがあるかも
分かりませうけれども、まあその辺は一つよろしくお願ひいたします。

今日は通告書に従ひまして、2問質問させていただきます。特に山のことに関し

ましては、多岐にわたりいろいろ質問させてもらいますので、よろしく願いいたします。

そうしますとまず最初に、山林事業の取り組みについてということ質問します。本町は、大山の頂上から日本海まで、豊かな自然いっぱい町です。そこにはきれいな空気、おいしい水より農産物、海産物に森の恵みがたくさん与えられています。

近年、この山林管理者の高齢化や過疎化並びに木材価格の低迷から植林されずに放置されたり、あるいは杉・ヒノキ等にグズ葉カズラがからまったり荒廃の竹林が人工林に侵入したり、また、間伐が行われず人工林の木々がもやし状になったり、日が差し込まず林の中が暗く下草が育たず、土壌の流失による災害の発生や風雪害あるいは病虫害も受けやすくなったり、山林の荒廃が進んで来ています。

山林は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養の場の提供、地球温暖化防止、木材等林産物の供給など、多面的な機能を持ち、近年、きれいな空気、おいしい水の供給、森林の癒しの効果、CO₂の吸収源として、地球温暖化や災害防止として、スポットを浴びています。木を育てるには、植林、下草刈り、除伐、間伐、枝打ちが不可欠であり、身近な生活の場における災害防止や集落水源の保全等のために、森を再生し保水力などを高める取り組みが必要かと思えます。

しかし、今や木材は安価な輸入材におされ、住宅建築においては国産材の使用が少なく、山林は、昭和30年代の豊かな財産としての価値はなく、現在は厄介な負の財産といっても過言ではありません。

しかしながら、山林は私たちの生活に潤いと安らぎ並びに豊かな農産物、海産物の恵みを与えてくれるだけではなく、地球温暖化防止や災害防止のために山林の管理が必要であると考えます。

そこで町長に質します。8項目ありますので、まず①大山町の山林面積、まあこれ国有林・民有林あるわけなんですけれども、大山町いくら面積ありますか。続いて②町有林の管理はどのように行われていますか。③民有林の補助事業はどのように行われていますか。④鳥取県の森林環境保全税を活用した大山町での山林事業はどのように行われていますか。⑤荒廃竹林対策は、最近竹がはびこってですね、大変山も見苦しくなっております。この対策はどのように行われていますか。⑥番目、松くい虫、空中散布状況とその効果はありますか。⑦番目、学校での森林教育活動の取り組みは行われていますか。で、⑧番目、第64回全国植樹祭が大山町開催に向けた誘致活動をどのように考えておられるか、以上8項目、明快なるご答弁をお願いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） それでは、杉谷議員さんの山林事業の取り組みについてのご質問についてお答えさせていただきたいと思えます。特に、7番目は教育委員会

に関することをございますので、そちらの方で答弁をしていただくということで、ご了解を願いたいと思います。

まず、1番目の大山町の山林の面積、国有林・民有林、この面積はというご質問でございます。本町の総林野面積は1万1,128ヘクタールで、本町の総土地面積1万8,979ヘクタールの58.6%を占める状況でございます。その内、国有林は2,759ヘクタールで、民有林は8,369ヘクタールとなっております。また民有林の内訳ですけれど、県有林218ヘクタール、町有林が693ヘクタール、財産区920ヘクタール、個人有林が6,538ヘクタールとなっております。

2番目の、町有林の管理はとのご質問でございます。旧中山地区におきましては、4財産区の管理するものがほとんどでございます。この部分は町有林には含まれておりません。平成20年度決算書の財産に関する調書にありますように、本町の保有する山林面積は、693ヘクタールであります。

名和地区、大山地区におきましては、昭和40年代前半に鳥取県造林公社との分収造林事業によって主に松の植林を実施したところがかかなりあるところでございます。契約期間は50年ないし60年で、期限が近づいておりますけれども、安価な輸入材に押され、材木の値段が当時予想していた価格を大幅に下回ることや、蓄材の搬出に多額の経費がかかるなどの理由により、現状のままの契約期間の延長と分収割合の変更の申し出を受けている状況でございます。なお、新たな植林等の事業は行っておりません。

次に、3番目の民有林、個人への投資、民有林への公費の投入はとのご質問についてでございます。林業に関します各種事業につきましては、山林の公益的及び多面的機能を発揮させることが主な目的であり、その目的達成に向けては、民有林個々の健全な管理育成を図ることが必要であることから、民有林個々への助成、そして還元を行うことが基本となっております。

主な事業といたしましては、森林整備面積等の補助対象要件がございますけれども、造林事業、森林整備地域活動支援交付金事業、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業、竹林整備事業、松くい虫等防除事業がございます。

4番目の鳥取県森林環境保全税を活用した大山町での山林事業はと、そして5番目の荒廃竹林対策はとのご質問につきまして、関連性がありますので、併せてお答えさせていただきたいと思っております。

森林環境保全税を活用した事業には、ハード及びソフト事業が創設されております。当初の事業内容は、本町で活用できる事業がありませんでしたけれども、平成20年度に事業等の見直しが行われて、近年、放置されておりました荒廃竹林が増大し、保水能力や土砂崩壊防止機能の低下、周辺森林の駆逐など、生活面や環境面に悪影響を及ぼしておりますことから、この竹林整備を支援する事業が創設され、

本町におきましてもこの事業を活用して、平成20年度から竹林所有者による竹林の適正管理を図っておるといところでございます。

次に、6番目の松くい虫、空中散布状況とその効果はということの質問でございます。本町では、松林で形成する山林が大面積で残っており、所有者の強い要望がある区域及び実施基準に適合する区域に限って、薬剤空中散布を実施してきておるといところでございます。

その効果につきましては、近年の鳥取県内及び大山町内での松くい虫被害は減少にあり、ほぼ横ばいの状態となっておりますけれども、以前本町では、妻木晩田山が空中散布を中止してから、2年ほどで松が全滅したという事例もあることから、空中散布は一定の効果があると考えておるといところでございます。

8番目の第64回全国植樹祭の大山町開催に向けた誘致活動はという質問についてでございますけれども、平成25年実施予定の第64回全国植樹祭の開催を鳥取県とすることが先般内定したといところでございます。本町におきましては、当時は旧大山町でございますけれども、昭和40年5月に、第16回全国植樹祭が開催されております。天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、両陛下のお手植えをはじめ、全国からの参加者による記念植樹等が行われて、これを契機として、町内はもとより鳥取県内へ緑化思想が広まったと伝え聞いているところでもございます。

さて、本町への誘致活動でございますけれども、鳥取県内で全国植樹祭を開催した市町村は、これまで本町のみでございますして、再度、本町に誘致することができるのかどうか難しいのではないかなという具合に思っておりますけれども、関係機関と協議をいたしまして、可能性があるのであれば取り組んで参りたいと思っておりますといところでございます。

なお、わが大山町は国立公園大山、本当に大山のてっぺんから日本海まで有する山の恵み、森林を受けた地でございます。議員おっしゃいますように、私も健全な森林保全の重要性を認識しておりますので、その視点の中で取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤百子君） ただいまの杉谷議員の7番目の学校での森林教育活動の取り組みは」といものにお答えをいたします。

大山の恵みを受けて豊かに育まれた大山町の自然のなかで、学校ではさまざまな環境教育や体験活動に積極的に取り組んでおります。

特に森林に限った学習ではありませんが、子どもたちが自然と関わることで、自然の豊かさを体感し、自然の偉大さ、大切さを気づかせるとともに、環境問題や森林保全を考えるきっかけとなるように日々の授業の中で、また総合学習の中で、あ

るいは学校外でのいろいろな体験学習の中で、いろいろな場面の中で指導をしているところがございます。また、直接的な森林教育活動といたしましては、中山中学校では、入学から卒業までの3年間、学校敷地内に植えてある樹木の中から、自分の木を決めて下草刈りをし、成長の様子を記録する「一人一木運動」というのに伝統的に取り組んでおります。今本当に立派に成長いたしまして、花や実のなる木がたくさんに育っております、昨年わたしたちも訪問した時には、芝栗をいただいたりいたしました。

他の学校につきましては、以前には林業課より講師を派遣していただいて森林教室を開いたりまた植林活動とか下草刈りなどをいくらかの取り組みもあったようですが、ただいまは特別に森林教育ということに限っての教育としては行ってはおりません。以上でございます。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 再質問を行なわせていただきます。本町の山林の面積ということで、約60%が大山町に森林があるということを知りました。これで、次にですね、町有林管理ということで、現在どのようなところでどういう管理が行なわれているのか、今一度質問したいと思います。それともう一つ民有林の個人の公費投入ということで、分収造林ということがありました。まあこれは何年か先ですね、山林の山売買に伴っての事業だと思いますけれど、この辺りのことをもう一度答弁お願いいたします。現在どのように個人にはこういうのがあるのかどうかということをお合わせてお願いいたします。

それから竹林の対策ということで、まあ現在これも行なわれてありますけれども、現在どの地域でどれだけのことが行なわれているのか。わたし大山地区なんですけれど、大山地区ではそういうのは、ないようなんですけれど、どっかあったらそれを教えてください。

それから学校の森林教育ということで、この間、高麗山麓のところに、大山小学校が平成13年に5、6年生で植林をした山です、場所ですということで看板が立っております。他町村ではですね、三朝中学校では職場体験の中でこういう下草刈りであるとか間伐であるとかという体験、そういう授業、体験学習といえますか、そういうことも行なわれています。

今後大山町はね、やっぱり木を大事にする、わたしも大山カレッジで中山中学校の方に行かせてもらってるわけなんですけど、確かにあそこではですね子どもたちがですね、一人一木運動ということで木を大事に大切に管理しているのはよく分かりますけど、今後、こういう授業をですね、体験学習の中で、やっぱりこれはその授業の今大変過密化で時間が取れないとか、そういう問題もあるかと思っておりますけど、

将来これはどういうふうを考えておられるのかということをお聞きしたいということと、先ほど、もう一つは、8番目の全国植樹祭ということで町長からご答弁いただきました。既にご案内のとおり、2013年に国土緑化を目的として全国規模の一大イベントの第64回の全国植樹祭が県内開催されるということで内定しております。で、正式には来年の8月の国土緑化推進機構の理事会で決定されるそうです。それにもない県は既に先ほどあったかと思えますけれど、準備委員会を設立したりして、基本方針の検討に入って、式典会場の決定とか計画策定を受けた動きは本格化すると、8月の28日の日本海新聞に掲載されておりました。

県内、先ほど町長もあつたんですが、県内開催は1965年旧大山で開催されております。まあ開催するとしたならば、2回目になるわけなんです。県知事の定例会見では、ポスト京都議定書の最初の年であり、新しい環境の時代を切り開くことを鳥取県から発信したいと述べておられます。植樹祭では、全国から多くの方々が来られます。特に今年6月に福井県で開催された植樹祭には、全国から1万1千人の参加があり、盛大に開催されたそうです。まあこの開催は西部圏域にとっても観光や地域特産物を全国発信する、わたしはまたとないチャンスだと考えます。西部の市町村長に協力に働きかけていただき、是非わが町大山町開催に向けて全力で取り組んでいただきたい。やっぱりこういうイベントをせんことには、だんだんだんだん地盤沈下ということありはしないかなと心配するもんですので、これによって、先ほどいろいろ述べてきたけど、植樹祭の開催を誘致することによって山林事業の促進や森林保全の重要性が町民の皆さんに理解していただけるのではないかなというふうに思います。再度町長、教育委員長の答弁を求めます。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 杉谷議員さんの方から合わせると5項目になりますか、再質問をいただきました。まず1番目の町有林の管理どのようなこととございまして。詳しくは担当課の方から述べさせていただきたいと思えますけれど、基本的には、大山森林組合の方がいろいろな管理をしておられると思っておりますけども、詳しいところを述べさせていただきます。

そして2番目の分収造林の関係、それから合わせて竹林の整備の内容、これにつきましても担当課の方から答えさせていただきます。

森林教育につきましては教育委員会の方から将来についてということとあります。

最後に5点目にあります、いわゆる全国植樹祭についての取り組みということでございまして。あの8月28日に新聞の方に掲載されたということで、準備委員会ですか、が立ち上がって進みつつあるというご指摘でございますけども、状況をわたしどもの方ももう少し周知をし、把握をさせていただいて、今後どのように取り組みができるのか、どういう状況なのか、まず把握をさせてもらってそこから一歩踏

み進めていけるなら進めていきたいなと思っているところでございますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。じゃあ担当課の方から述べさせていただきます。

○総務課長（田中 豊君） 議長、総務課長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） わたしの方からは、町有林の管理の状況ということで、答弁をさせていただきたいと思いますが、最近、合併後ではありますけれども、町有につきましましては、樹齡がかなり経過しているものが大半でございますが、最近の事例としましては、名和地区内で植林した木の育ちを妨げるものの除伐といいますか、そういったことを若干実施しております。それから、最近の経済不況の関係で、緊急雇用対策ということで、町有林の、と言いますか雑木の伐採というようなことも考えまして、大山森林組合の方とちょっと相談をさせていただきました。平成14年頃だったと思いますけれども、旧大山町で豊房の清水原地区、ここにゴルフ場計画がありましたものが、計画が中止されまして、計画しておりました西洋環境の方から48ヘクタールの森林を町の方で買い取った部分がございまして、この部分につきまして、雑木の伐採ということを提案しましたけれども、そういった時期ではないということで森林組合の方から答えがありまして、緊急雇用の事業として実施しなかった経緯がございます。以上でございます。

○農林水産課長（池本義親君） 議長、農林水産課長。

○議長（荒松廣志君） 農林水産課長、池本義親君。

○農林水産課長（池本義親君） まず1点目の質問であります。個人の分収林があるかといった質問でございます。分収林につきましましては、鳥取県の造林公社との分収造林事業によりまして、40年あるいは50年といった内容での契約となっております。個人の分収林というのはいないんじゃないかなというふうに記憶しております。

次に、竹林対策についてであります。竹林整備事業といたしまして平成20年度、前年度の実績であります。と、名和地区の3カ所につきまして事業を行っております。3カ所合わせまして面積が0.61ヘクタールでありました。

また今年度21年度の予定箇所につきましましては、同じく名和地区で4カ所でありまして予定面積が2.12ヘクタールの予定で事業を進める計画といたしております。以上です。

○教育委員長（伊澤百子君） 議長、教育委員長。

○議長（荒松廣志君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤百子君） ただいまの杉谷議員の追加の質問でございます。職場体験などで是非子どもたちにも下草刈りとか植林などの体験はどうかということでございました。私自身も子どもの頃や成人した後も父に連れられまして、山に入

って下草を刈ったり、それからクズ葉がこう絡みついている木のそのクズ葉を切って曲がった木をこうピンと伸ばしてあげたり枝打ちをしたりというのを何回かしておりまして、木々や草の臭いや季節季節の野いちごや花や風の音とか、そういったものと共に、非常に鮮明に覚えております。わたしの中では森林の大切さというのは、特に強い思いをもっております。そういう体験を子どもたちに是非させたいという気持ちは強くございます。ただ危険の伴う作業でもありますし、まあ実際大変な作業です。受け入れてくださるところを、もう非常にご苦労があるかというふうに思いますが、そういうところがあれば是非させてあげたいなという気持ちを持っております。詳しくは、追加の後からは、教育長よりお願いいたします。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根浩君。

○教育長（山根浩君） 一つだけ大山小学校でなくて、大山西小学校が平成13年、14年、大山森林組合と一緒に植林作業をしました。とってもいいことだと思って、今だいぶ大きくなっています。それからついでに中山中学校の一人一木運動というのは、わたしが中山中学校におった時に始めたもんでして、その一つの原因はですね、中山中学校は昔から植林をしておったという歴史がございます。しかも何十年にわたって植林をし、下草を刈って、で、この中山中学校が古くなったらこの木で、自分たちの木で校舎を建てようという願いがあったわけです。とっても凄いことだなと思いました。

ところがご存知のように松くい虫でもう全滅してしまいました、ほとんど。わたしは、実際山に行きました。広大な広さがあり、本当にこれが全部松がみんないい具合に育っておったらですね、本当に凄いことになるなと思った、ところがもう見るも無残な姿です。まあ非常に残念な気がありました。で、やっぱり今委員長さんが言われましたようにですね、山とか木とかっていうのは、非常に人を豊かにします、そしてどういふのでしょうか、哲学的になるというのは言葉悪いですけど、いろいろ物を考えてみようという気がします。それから木の成長と共に自分も成長していくという、そういうような思いもあるだろうと思っております。おっしゃいましたように職場体験学習というのは、とってもいいことだと思っておりますので、受け入れていただくところがあったらですね、是非これからも学校の方にも進めてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（荒松廣志君） ここで暫時休憩をします。45分に再開いたします。

午前10時37分 休憩

午後10時45分 再開

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。ただいま農林水産課長の方から答弁の訂正を求めています。これを許します。農林水産課長 池本義親君。

○農林水産課長（池本義親君） 議長、農林水産課長。先ほど分収林のご質問につきまして、個人の分収林はといったことにつきまして、個人の分については有りませんと一旦答弁をしましたが、個人の山林でありまして、ある程度まとまった、何件かまとまったりした場合につきましては、分収林があるといったことですので、訂正をさせていただきます。

○議員（４番 杉谷洋一君） はい、議長。

○議長（荒松廣志君） 杉谷洋一君。

○議員（４番 杉谷洋一君） わたしもう１回、今の植樹祭のことで町長にもう１回決意を聞きたいと思います。今月の初めですね、中海テレビで西部圏域の市長さん、町長の話し合いが放映されておりました。そこにはですね、これまでごみとか消防問題など、だけではなく今後いろんなことで西部市町村、圏域の市長、町長が一緒になっていろんな問題を取り上げて頑張っていこうというようなことが放送されておりました。なかなか皆さん、市長さん、町長さん、いいこと言っておられます。そこでわたしはまたこの放映が、次また第２回目が１０月あるそうです。そこにはまた新たなまた問題もまたあろうかと思えます。

そこで町長さん、今一度そういう中で、やはりこの山と言ったらやっぱり大山です。２回がどうだこうだと言うより、やっぱり一生懸命やっていけないものはいけないという、やっぱりそういう力強い一つ決意を今一度示していただきたいと思えますけれど、その辺の決意はどうでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） ちょっと暑くなりまして、上着を取らせていただきました。ご容赦願いたいと思います。決意のほどということですのでございますけれども、まあ山といいますと「大山」ということのイメージがありますけれども、実際には日南町、非常にたくさんの町有林持っておられます。日野町もあります。江府町もございませぬ。森林ということについては、非常にわが町もそうですけれども、思い、深い思いを持っておられる町村の方もたくさんおられます。植樹祭ということに絡めては、実際に今現状が本当にどうなっているのかということ把握しなければ、一步を踏み出せられませんので、その点についてはご理解を願いたいと思えますけれども、取り組みが進めていく可能性があるということであるならばそういった西部の町村会の首長さん方と意見を交え合わせながら、そういった思いを募らせていきたいなと思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思えます。

○議員（４番 杉谷洋一君） はい、議長。

○議長（荒松廣志君） 杉谷洋一君。

○議員（４番 杉谷洋一君） 了解いたしました。じゃあ次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、集落行政座談会についてでございます。

町長は、町民に軸足を置き、町民の目線に立った「住民視点」「現場視点」を大きな柱として、住民対話を重視し町民の声を町政に反映し、住民と役場の距離を近づけることを町長は公約して選挙に出られましてご当選されました。

現状や現場を知り、住民の身近な問題を町政に反映するためには、具体的にじゃあどのような集落行政座談会を考えておられるのか伺いたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 杉谷議員さんの2番目の質問でございます。集落行政座談会についてということについてお答えを述べさせていただきたいと思っております。

大山町におきますこれからの地域づくりにつきまして、その基本となりますのは、住民の皆さんによります、そして住民の皆さんのための取り組みであります。集落、地域の維持・支え合いやその活性化であると考えております。質問の中にも話をさせていただきました。わたしもその思いでこの取り組みを是非とも一步一步進めていく、考えておるところでございます。そのためには、まず、集落の課題、そして問題を一人一人が自らのこととして考え、将来の集落のあり方、更に地域のあり方を行政とそして住民の皆さんが協働で汗を流す取り組みであると考えております。

そこで、6月の定例議会の方でも、まちづくり推進員さんのことについてのご指摘もございました。まず、今年選出をいただいております「まちづくり推進員さん」、そして選出のない集落もございますので、そちらの方では区長さん方に研修会、いわゆる先進的な地域づくりを実践しておられます方を講師に招いて研修会を開いて、そこで意見を出していただき、意見交換をさせていただきたいと思っております。そして、そのまちづくり推進員さんを中心にお世話になって、計画的に集落、この健康診断とも言うべき集落点検から始めたいなと思っております。集落の皆さんと一緒に、現状や問題点を把握することによって、集落で取り組むべきこと、地域で取り組むべきこと、そして行政と取り組むべきこと、そういった課題を整理して、それぞれの役割分担をしながらその解決策や集落、あるいは地域の将来へ元気で安全、安心してすごせるムラづくり、地域づくり、町づくりを考えていく取り組みを進めたいと考えております。座談会はこのような内容、方向性を持ちながら計画的に行いたいと考えておるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 今、町長からるる説明がありまして、まあ健康診断をして部落のいろいろなことを、問題点を探していくとかいうことがありました。この本会の中でも特別委員会の中で地域自治を進めるという、そういう今審議会が

あって、わたしもいろいろ伯耆町だの南部町だの行かしていただいて勉強させてもらってるおるところでございます。

先ほど町長は、そういうことをいろいろ問題を調べてからというような話でございましたけど、わたしはどっちかというところとせつちかな方として、いつ、いつ頃から集落座談会をされるのか、まあ今回副町長も、立派な町長さんもおられますので、手分けされてですね、是非うちの部落に来て、町長といろいろと膝を交えて話しをしたいとか、あるいは町の方からもこういう町は今大変な時期にあるんだと、こういう問題もあるんだと「是非、町民の皆さん協力してくれいや」「一緒に大山町を作っていこうや」というような、そういう意見交換会が、わたしは早急にしてほしいと思うわけです。合わせて日本海新聞、もうだいたい前の新聞なんですけど、4月29日の「森田新町長に聞く」記事によりますと住民視点、現場視点を政策に反映させる具体策として福祉ボランティア、消防団、女性会の身近なグループ、現場で実践している方と協力を求めて、一緒に方向性や到達性を定める作業を進めると云々というのは、掲載されておりました。このわたしが思うには、これは住民座談会とまた平行してこういういろんな団体の人とも、いろんな話をされながら進んで、森田町長さんはどっちかといえば、まじめな人ですので、いろいろ足場を固めて次に進まれるかと思えますけれど、その辺りは、今後どういう方向でこれが進んでいくのかということをもう1回答弁お願いいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、杉谷議員さんの追及質問にお答えしたいと思います。せつちかということでございましょうけれども、いつからということでございます。まず1回目はですね、やはり区長さんあるいはまちづくり推進委員さんに1回集まっていたいただいて、やはり同じ土俵からのスタートからかなと思っております。先ほど申し上げましたように、研修会といいますか、講師先生を招いての会を開く、これが10月あるいは11月になろうかと思えます。当初10月に予定をと考えておりましたけれども、少し講師先生の都合等ともあって日程が少しかう不明確になったということがございますので、はっきりと申し上げられませんが、それを経て先ほどおっしゃいましたように、集落の方への座談会という具合に思っております。ただ百数十ある集落に一度にとということになかなかなりませんので、そういった会合の後に、拠点的地域にするのか、あるいは先ほど申し述べられましたように、やっといこうやということで、要望のありますところに入る、そういうような形になっていくのかな、でもトータルとして全てのやっぱり集落の方に出向いて行って意見を伺いながら、あるいは行政としてのこれから取り組みを進めておりますいろんな諸問題の提案であったり、逆に皆さんが抱えておられる課題を提示していただいたり、そこからいろんなお互いに身近にやっといける1歩1歩が確認できてく

るとわたしは思っておりますので、その道筋を進めたいと思っております。

それから、団体との会合等々の話がございました。おっしゃるとおりでございます。最初から、たくさんの方々、実際にやっておられる方との会合を持つということも必要かなと思いましたが、逆に5月以降いろいろな総会であったり、研修会であったり、いろいろな団体が開催される会合がございました。それに都合が付き限りとにかく出ることによって、その状況も分かりますし、そこでの意見も分かりますし、まずその会合に実際やっておられます皆さん方のいろいろな会合に出させていただくことによって現状や状況を把握させていただく中で、一つ一つ課題を自分も共有させてもらいながら、さらに踏み込んでそういった団体との会合にまた入っていくということが必要なんだろうなという感じを持っておりまして、まず現段階では、いろいろな会の会合に積極的に出させてもらっていると。そして現状を把握させてもらったり、課題がありますれば、そこでいろんな意見交換をさせてもらっているというのが、今の現状であるということをお伝えさせてやっていただきたいと思います。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） 先ほど町長のご答弁よく理解できました。まあ何といても町は、町民が主人公で、町民のための町政ではなくてはならんかと思いません。町長そういう思いで、町民のためにこの4年間、一生懸命頑張っていたかと思うわけですが、再度、最後の一言またお願いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長

○町長（森田増範君） そのような思いでわたしもこの町政を担わせていただいておりますので、担当課の方の職員との共有もしっかりとさせていただきながら、1歩1歩着実に進めていきたいと思っておりますので、また議員さんの提案や、ご理解やご協力、ご支援も賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議員（4番 杉谷洋一君） はい、議長。了解いたしました。

○議長（荒松廣志君） 次に、9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） はい。今回は町長に2問質問いたします。

1番目に指定管理施設のあり方ということで、現在、大山町では数多くの「公の施設」が指定管理施設となっています。この制度の中で、管理者の指定は期間を定めて行うこととされています。このことは、管理が適切に行われているかどうか、また住民からの要望や要請に効率的かつ効果的に対応しているか等と地方公共団体が、見直す機会を設けるという考え方に基づいています。

来年3月には、その期限が切れる施設も出てきていますが、管理状態の点検や評価の仕組み、また管理者が適切かどうかの判断の方法について問います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、吉原議員さんの指定管理施設のあり方はとのご質問につきましてお答えさせていただきたいと思います。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により設けられました制度でございます。民間経営者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上、管理手法の活用をすることでの維持管理費用の削減を期待するものでございます。

本町では、平成18年9月の二つの保健福祉施設の指定管理、これを皮切りに、19年には体育施設など町内の21施設に指定管理者の導入を図ったところでございます。

まず、管理状況の点検や評価の仕組みということでございますけれども、施設により相違があります。その中で管理の状況を把握するため、指定管理者から毎月の利用状況の報告、そして4半期の事業報告、収支の報告、年度の事業報告の提出を求め、管理の状況を把握してきておるところでございます。また、実際の管理の状況につきましては、職員が随時、施設等を訪れ仕様書に基づいた管理ができているかどうか確認をしているところでございます。

本町におきましては、利用されている皆さんの、住民の皆さんの声も良く聞こえてきておるところでございます。町民の皆さんのご意見やご要望を参考とさせていただきながら評価も行っておるところでございます。

最近の指定管理では、事業報告に加えてアンケート調査などを行って、利用者の意見を取り入れる手法も行われているところでありますので、今後におきまして本町においてもその取り組みについて検討していきたいと思っておるところでございます。

また管理者が適切であるかどうかの判断方法についてということではありますが、指定管理者の選定に当たりましては、指定管理者の募集を行ったのち、選定委員会で審議をおこない、指定管理者の候補者を選定をして、議会において議決という手順になってくると考えております。

その過程におきまして適切な指定管理者が選定されるという具合に思っております。先般、私、そして副町長、教育長及び指定管理制度導入の関係課長などが集まりまして、来年度に向けた第1回目の協議の場を持ったところでございます。

評価の視点としましては、協定に基づく施設の運営状況、施設の管理状況、自主事業への取り組み状況、及び管理費用の経理状況など、現在4件あります指定管理者の選定方法について、早急に方針を決めていきたいと考えているところでござい

ます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 先ほどの答弁を伺いましたけれども、早速ですけれども、指定管理が3月、来年の3月で切れる施設があります。その中で温泉館、地域休養施設神田、夕日ヶ丘神田の山香荘、あと大山スポーツ公園等あります。社会体育施設も入っております。それでこの何年間か、わたしなども利用する機会もありました。また町民さんからいろいろと意見を伺ったりしております。で、最近ではですね、盆野球で、ある施設がですね芝生の管理があまり良くなかったということを知りました。それから温泉館についてはですね、わたしなども利用しますが、元々指定管理というものはですね、公の施設を民間のノウハウ知恵を生かして、同じようなサービスをなるべく少ない費用でということが始まったことであるようです。その辺についてですね、原点に戻って考えてみますと、経費削減は確かに果たしています、皆さんどの施設も。で、話が前後しますけれども、その中山温泉にいたしましても、細かいことを言うようではありますが、利用者の立場に立ちますと、金額は420円でちょっと安いんです。普通500円、今不景気ですので、もの凄く他の施設もですね、身を削るような一生懸命経営工夫されていて、例えば他の施設はですね、化粧品が置いてあったり、ドライヤーはありますけども、クシはないままです。とか、そういう小さなことは、でも毎日利用する人にとっては結構気になることでもあります。また県外からもしか来られたときにもですね、今の施設の中に櫛がないということはあまりないですね。ほんと、細かいことをいうみたいですが、じゃあせっき公の施設で、せっき宣伝しておられるのに、どうなのかなということもあります。

その辺のこともあったり、どうしてそういうことを申し上げるかと言いますと、元々指定管理が始まった、導入された背景というのを調べてみました。そしたら2003年の衆議院総務委員会の会議記録というのがございます。その時に、今の衆議院は変わりましたが政党は。住民のニーズが多様化、効果的、効率的に対応するためには、民間の事業者のノウハウを広く活用することが有効。公的主体以外の民間主体においても十分なサービスの提供能力が認められるものが増加した、ということから導入された背景があるみたいです。ということではですね、どうしても経費削減で少しホッとした面もあって、そういう本来の目的であります町民へのサービス、有効利用というところに関して、この何年間か見てきましたけれど、監督責任はどうなのかなと思っております。

それでモニタリングチェックシートに対しての検討、また何か苦情に対しての改善命令などがあったかどうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） たくさんお話いただきましたけども、町民サービスについての問題点についての監督責任、あるいはモニタリングがあったかどうか、改善命令をしたかどうかというご指摘かなと思いましたので、その点について所管する担当課の方から述べさせていただきたいと思います。

○教育長（山根 浩君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 教育長、山根 浩君。

○教育長（山根 浩君） わたしの方は社会体育施設14施設のことについて、吉原議員さんの追及にお答えしたいと思います。何といたしましては初めての、3年が過ぎようとしています。確かにおっしゃいましたように、照明の問題でありますとかですね、芝生の管理の問題、あるいはそこの木の管理でありますとかですね、対応のことも含めまして、いろんな形のことがありました。その都度、対応してきたというのが正直なところでございます。だけど、その中でですね、やっぱりしだいに分かってきたことがあります。それはやっぱり、今、監督責任ということおっしゃいましたけれども、管理する、例えば社会教育課がですね、町内の行事とかそういったものをきちんとですね、連絡するとかですね、あるいは時々は回ってですね、見ていくとかですね、そういう面が若干欠けておったんではないかなということ、今反省をしております、来年度に向けては、今もですけどやっておるところでございませう。

で、教育委員会としては、この社会教育施設の社会体育施設14カ所ありますけれども、来年度以降の管理につきましては、改めて指定管理の業者の募集を行なって、現在課題となっております部分の解消でありますとか、管理状況の向上に向けて努力していきたいと思っております。いろんな形で今以上に指定管理業者と手を結んで、積極的に便宜をはかっていきたいというふうに思っております。以上です。

○中山総合窓口課長（山下一郎君） 議長、中山支所長。

○議長（荒松廣志君） 中山支所長。

○中山総合窓口課長（山下一郎君） すみません、総合窓口課長でした。申し訳ありません。先ほどの吉原議員さんの質問でございますけども、モニタリングにつきましては、様式としては作っておりませんが、仕様書の方に細かく掃除回数でありますとか、そういったものが示してございますので、それを基に実施しておるのかどんなのかということで点検をいたしております。

それから改善命令等があったかということでございますけども、一応開館当初といいますか、平成19年のオープン当初におきましては、温泉の湯が濁っているとかあるいは臭いがあるとかってというような苦情がありまして、そういったことについて確認等をしてしまして、温泉の湯の濁りにつきましては、停電等で濁ることはござ

いますけども、一般的な管理の中ではそういったことはなかったというふうに思っております。

それから臭いの関係につきましては、配水管の掃除の徹底不足ということで若干配水管のところから臭いが上がっておったということがございましたので、早々に掃除をしていただきながら、改善をいたしております。

またその中に四季彩園の方も指定管理となっておりますけども、芝生の頭刈りの回数が少ないということがありまして、またそれは当初町がやっておった回数以上についてはきちんとしなさいというようなことで常に現場等に行きながら、町が管理をしてきたものと同等以上のことをしていただくのが当然だという考えの基に指導を行っているところであります。以上です。

○社会教育課長（手島千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（荒松廣志君） 社会教育課長、手島千津夫君

○社会教育課長（手島千津夫君） 失礼いたします。先ほど教育長が答弁させていただきましてけれども、追加で一言申し上げます。先ほどのモニタリング調査等に基づく改善命令等ということだったんですけれども実際に、実は改善指示書という名前で出しまして、業務改善を指示しますと、実際に業務改善がなされない場合は、何なにといい形での文書を出しまして改善を求め、そしてその結果を良好なものという形で判断したという形でしてはいますけれども、その時の後、また再度同様のことが起こって、今度は具体的に交渉、協議等を行って改善を求めているという形をやっているという現状でございます。以上でございます。

（「まだ、他の施設もあると思います。山香荘も」という声あり。）

○議長（荒松廣志君） 農林水産課長、池本義親君。

○農林水産課長（池本義親君） 山香荘の関係になります。まず、モニタリングチェックリストにつきましては把握いたしてしおりません。また施設の使用につきましては、野外でありますと元々は野球場でありましたが、野球人口の減少ということがありまして、現在サッカーが主に使われておるところであります。特にサッカーにつきましては、合宿等に來ていただいておりますし、芝も張っております関係でかなり多く使っていただいている状況でありますし、また地域におきます地域総合型スポーツ、いわゆるニュースポーツ、軽スポーツですね、そういったものにも利用されています。また前年度につきましては、イベントを1回開催をしていただいております。またそういった利用状況につきましては今後とも指定管理者の方と協議を行いながら進めてまいりたいと考えています。

○観光商工課長（小谷正寿君） 議長、観光商工課長。

○議長（荒松廣志君） 観光商工課長。

○観光商工課長（小谷正寿君） 大山スポーツ公園の関係をご報告申し上げます。

大山の観光局の方に委託をして行っておりまして、委託先としては、それこそ主なる目的といいますのが、大山に泊まっていたいて大山が潤っていくようにということも狙いとしておりますんで、委託先としてはそれが適切であるというふうに考えております。ただ、利用の状況でございますが、少し19年に比べて20年度は利用者が落ちておるんですけれども、それは大きな原因は、宗教団体さんが20年度は利用がなかったというようなことで5,000人ばかり落ちてるんですが、あとはだいたい同じような状況でございます。モニタリングチェックシートは特にチェックはしておりません。以上でございます。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 9番、吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） そうしますとですね、町民の声というのほどこで反映させるのかと思いますが、これからその各事業所においてアンケートボックスなどをおかれるとかそういうことは提案したいと思います。それからどういいますかしら、町民の皆さんはですね、その公の施設としてのイメージがあるわけですね。ですから苦情を言ったらすぐ改善されてると思うんですけれども、この何年か結構、同じような苦情を聞いております。そしてですね、現実に山香荘もですけど、やはり愛しておりますので、大山町民としては。地元の皆さんが利用するということが出来ていない状態がちょっとありますので、やはりその中に入って工夫され、一番賑やかな「夕日の丘神田」ということで、加藤登紀子が来たりという、そういう賑やかな時もありました。その時も、官・民共同で頑張ったと思います。ですから今、せっかく管理料いただいて運営しているわけです。

そして実際に、これからのことを話しますけれども、米子市では東山とか公園とか、そういうところを地元の建設業者が請け負っています。そして実際にそこは書類も達成しながらアイデアも出しながら、そして担当者はですね、この時代ですので、現場監督もしながら労務者もしながら、そしてこの管理にも携わっているわけなんですけれども、苦情がきますとすぐ対応します。ですからあまり市民さんの不満は無いようなことを聞いております。やはり別に地元の建設業者とかいうわけではありませんが、まず1回目に決めるときにですね、どうしても書類が重要視されていると思うんです。書類内容で判断されたと思うので、これから今後この経験を生かしてですね、来年度決めるときには、どのような選定基準を考えておられるのか、これから改良していかれるのか、選定基準に関して、そのことも聞きたいと思いたすし、それからあと修繕などがありますが、その修繕のどのような軽微な修繕は大山町が直すと、あ、大きな修繕は大山町が直して軽微なものが自分でやってくれというようなことになってるようなんですけれども、その辺の基準も曖昧ではないかと思っております。ですから業者によっては、なかなか軽微な修繕を、はっきり言いまし

て修繕をそのまま投げておいて大きな修繕になる場合もあるかと思っておりますので、綿密な判断基準、または現場に赴く回数を多くするとか、現場の対応を課長、また担当者がもう少し密にするかとそういう工夫があるかと思っております。その辺で選定委員会のあり方、選定基準に対してもう一度聞きたいと思っております。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 吉原議員さんの追及質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず1点目がアンケートボックスの提案でございましたけども、これは先ほど申し上げましたように、今後についてこちらの方も検討してまいりたいという具合に思っておりますので、参考にさせてもらって今後につなげたいと思っております。

山香荘の問題でございまして、先ほどいろいろな事例を提案いただきました。現在、この21年度まで現在の指定管理を受けていただいております事業者の方にお世話になっております。イベントの提案であったり、いろいろな提案の中で今日迎えておりますので、今後につきましては、現状をこの3年間の状況を把握しながら今後どうしていくのかということも含めて、検討していかなければならない問題であろうと思っております。ご指摘の意味も思いも感ずるところがございまして。

それから選定基準ということについて、修繕の基準についてもということがございました。この点につきましては、担当課の方で答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（荒松廣志君） 副町長、小西正記君。

○副町長（小西正記君） 大規模な修繕につきまして申し上げます。基本的な構造物に影響が及ぼすものについては、基本的に町がするというふうになっております。平成20年度、21年度におきまして、町が行いました大規模修繕というものは基本的にグラウンドの改修工事を行っております。これらにつきましては1件当たり100万程度の費用が掛かっております。業者との申し合わせの中では、10万円以内の修繕につきましては、基本的には、請け負った業者の方でやっていただくように努力していただくということは申し合わせておりますが、個々の基本的な本体、この構造部に関わるものにつきましては、町の方がしなければならないものがございまして、それはその都度別途協議というふうな取り扱いをさせていただいております。以上です。

（「答弁もう一つ、選定委員会のあり方、これからどうするのか」という者あり）

○議長（荒松廣志君） 副町長。

○副町長（小西正記君） 選定基準でございまして、選定基準は、町長の方も最初に申し上げましたとおり、基本的には応募という、募集というふうな形態をとりたいというふうに思いますが、その中で前年度、これまでの実績なりあるいはその管理能力があるかどうかということが一番重要な判断基準になると思っております。これ

らをしていただきます判断基準にさせていただきますながら、新たにその施設を管理していく上において新たな提案、収益が上がるのか、住民サービスの向上に努めるとか、そういうものを加味しながら検討していくというふうになってくると思います。

それから、特定の施設につきましては、その地域に対して、その管理を委託すべきもの、委託した方が有利であるというふうに判断された場合は、特定の業者の方をお願いする場合もあるというふうに考えております。

○議長（荒松廣志君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 了解しました。次にいきます。

では2番目に、大山ファンクラブとふるさと納税制度の取り組みはということで、再度、町長にお尋ねします。

このファンクラブは、大山ファンクラブは、その目的として、大山町のPRの促進、若者の定住意欲の促進、企業誘致等に関する情報提供やまちづくりへのアドバイスの協力をお願いということが上げられております。現在の事業および活動状況、および取り組みの仕方を尋ねます。また、ファンクラブ会員と密接に関係してくる「ふるさと納税制度」は、大山町にとって大切な自主財源となりうるものでありますが、そのさらなる活用と充実に向けて、どのように取り組んでいくのか質します。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 吉原議員さんの2つ目の質問でございます。大山ファンクラブとふるさと納税制度の取り組みはということについて答えを述べさせていただきますと思います。

9月10日現在の大山ファンクラブ会員は180名でございます。活動につきましては、毎月会員の皆さんへ季節の便りとともに大山町及び鳥取県の広報を送付をさせていただいております。また、議会だよりも発行に合わせて同封するとともに、新たな情報がございましたら、その都度パンフレットやチラシ等を入れて、会員さんへの情報提供としておるところでございます。

会員の皆さんとの交流につきましては、隔年で関西、そして関東で情報交換を目的とした交流会を開催しております。今年は東京ということになっております。

また、会員の拡大につきましては、3チャンネルでの呼びかけをはじめ、盆や年末年始に開催されます同窓会等の情報を収集をして、そこで紹介をさせていただいているところでもございます。

次に「ふるさと納税」がファンクラブ会員と密接に関係していると思われることとございますけれども、昨年におきましては、ファンクラブ会員全員に対しまして「ふるさと納税制度」についてのチラシの配付をいたしまして納税のご協力をお願いをいたしたところとございます。反応としては、十分ではなかったのではないかなと思っているところとございます。実績としまして昨年の場合ですけれども、

大多数の方が県外の方でございまして、34人の方から総額で91万3,000円のご寄付をいただいたというところでございます。

協力いただきました人数、数としては多いと思っておりますけれど、大口の寄附がなかなかいただけなかったものという具合に思っております。本年度につきましては、新たに、誘致企業の代表者の方をお願いをしたりとか、すばらしい大山町の自然環境の保全や教育の振興・福祉施策の充実のための財源の確保ということでアピールをし努めてまいりたいと、PRをして努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） まずファンクラブについてですけれども、わたしも早速議会の時にも申し上げましたけれど、行動するほうですので、いつもどうかどうかと言っただけではいけないと思ひまして、会員4人入ってもらいました。というのは、今年からでしょうか、大山町に在住の方ばかりではなく、出身者ばかりではなく、友人とかそういう方にも広げて欲しいということでしたので、早速行動いたしました。で、しばらく様子を見ておりますと、どんなものが送られてきたのかなと思って聞きましたらですね、おとどしまでは記念品を送っていたみたいなんですけれど、で、規約の中にも記念品が書いてあるんですけれども、できた時の規約を見ますと、今は記念品が入っていないということで、中身はですね、こういうものと鳥取県政だよりと広報だいせんだったそうです。最近の入っていたもの、を送られたそうです。

しかしながら、大山町出身でない人はですね、珍しいから読みますけども、これをたんびに年に何回か送られてきて今それだけであります。で、今回は、バッチ、あとこれに付け加えて、例のむきぼんだバッチの丸いちっちゃいバッチがありますが、それが1個入っていたそうでございます。このような状況です。かなり求めるところはですね、情報の提供とか、若者定住促進とか結構重要なことを言っておられるんですけれども、もう少しファンクラブに対してですね、取り組み方の工夫があるのではないかと思います。で、議員になって2期目ですけれども、1期目のときに、森田町長がまだ副議長の時でしたけれども、9月の例のファンクラブの集いに行きました。その時に一生懸命、梨も売ったりして、それから地元出身者の方と交流いたしまして、それもわたしの勉強不足で毎年あると思ひ込んでいたんですね。それでその友人たちがですね、9月にじゃあファンクラブの集いがあるなら、それにはりきって行くからということメールをもらったりしましたけれども、聞きましたら今年は東京だということで、それありませんと言わなくちゃいけませんでした。そしてまた、今ちょうど梨の季節なんですけれども、梨で本当親しい友人

しかわたしもよう送り返しません、裕福でもありませんし。それでファンクラブの会員の方が梨の美味しい梨を食べたいから送付の仕方とか、どっか、どこが美味しいのか、梨をどこに注文したらいいのか、教えて欲しいって、この議会中にメールが入りましてこの季節ですから、ちょうど。なかなか忙しい時期でいろいろと研究したりしてどこの選果場にいけばいいのかとか、振り込み用紙がどうたらとか、そういうことを案内せねばいけない状況になりましたけれども、その辺でもちょっとした工夫で求めておるものはあちらが、特に大山町出身者じゃない方は、梨を送ってもらうこともありませんし、そうは言ってもテレビなどで梨が一番おいしいというイメージがあるわけですから、そういうときにこの時期だったらパンフレットを送ってあげて、梨の送付の取り扱いぐらひは、とか、紹介ぐらひはしてもらいたいと思うんです。その辺でなかなかファンクラブ、1年間2,000円払ってもらった金額ではないかもしれませんが、やはりずっとファンクラブでいてもらおうと思ったらやはり工夫がいます。その辺はどうお考えになるのかということを知りたいと思います。

それから納税制度につきましてもですね、調べてみましたけれども、今は確かに30数名の方で結構大山町出身の行政の方とかを案内したりしてるようですが、PRの仕方によってはかなりこれも自主財源になりうる可能性があるもののように思われます。それでインターネットです、ふるさと納税ランキング何ていうものが出ております。で、別にたくさん自治体がありますので、競争しようとかそういう意味はありませんけれども、例えば大阪市などは6億6,700万円、これは橋下知事がおられるということもありますけれども、トップの姿勢もあろうかと思いますが、たぶん危機的な状況であるので、それにつけても必死になっておられるんじゃないかと思えます、財政的にも。とか栃木県が2億とか、3位が大阪府で5,389万円となっています。

で、たくさんされて3,000万円以上もあれば20万円以下、1万円以上なんていうところもあってもの凄く差があります。全国的にこうグラフに色分けされてあります。つまり、PRの仕方です、大きかろうが小さかろうが自治体が、まだまだこれから、その自治体のPRの効果が上がれば、大きな税収効果が期待できるというふうに見られると思いますが、その点についてもどう考えられるのか聞きます。お尋ねします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 吉原議員さんの方から2点のご質問かなと思っております。

一つは、ファンクラブの会員の皆さんにいつまでもファンに留まってもらうための工夫はということかなと思って伺いさせてもらったところですけど、その前においしい梨のことであるとかいろんな情報ということの相談があったりということ

がありました。わたしがまあふっと思いますのは、身近な町内の産品についての情報は、恵みの里公社がかなり把握をしたり、インターネットを使ったり、あるいは発送したりということを手がけておりますので、そちらの方への逆に問いをかけてもらったり、あるいは発信を振ってもらってもかえって良かったのかなという感じをもったりしておるところでございました。まあいつまでこのファンクラブの工夫はということでございますけれど、基本的には、ファンになっていただいている方が今地元の方、町出身の方が中心ということで、本当に同窓会的な会合のイメージかなという具合にわたしは今のところ感じております。ただ、吉原議員さんがおっしゃいますように、町内の方じゃなくて友人の方にも輪を広げてということになりますと、その輪の広げ方によって求められることによってやっぱりこうニーズが違ってくるのかなというような感じを受けております。今の段階では、大山ファンクラブというのは、どちらかという町内出身者の方でお互いにふるさとを思いながら、大山町を応援していこうという形の中で発足しておるものだと私は認識しておりますので、物を送ったりということがかつてあったかもしれませんが、現在情報提供という形に納まってきている状況かと思っております。私は今の段階では、そのような運びにやっぱりならざるを得んのかなと思っております。

それから、ふるさと納税ということでございます。私も先般、東京の方に行かせてもらって、鳥取県の東京の県人会の方にも顔を出させていただきました。大山町の出身の方がどれだけおられるのかなと思いつつ、出席をさせていただいたところでございますけれども、それでも数人の方と出会わせていただくことができました。一生懸命東京の方でふるさとを思いながら、頑張っておられる企業のレベルの高い方もたくさんおられました。やっぱりそういった方との繋がりをまた持ちながら、先ほど議員さんおっしゃいましたように、ふるさと納税へのアピール、PR、していくべきだろうなということを感じております。今度この年内に東京の方での大山町のファンクラブの会が計画をしておりますので、その場で議員さんおっしゃいました思いもわたしの方も含めてふるさと納税のアピール、PRをして帰りたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（荒松廣志君） 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） ファンクラブについてはですね、ファンクラブというものは、よく他にファンクラブなんかありますけれども、まあ物は送らないということは、それはそれでそのような方法であれば、それは致し方ないかと思っておりますけれども、特典とかよくつきますね。ファンクラブに入ったからには、何か特典がということでまあこれは凄いいつものわたしの空想力の賜物ですけど、山香荘などが安く泊まれて、それでそこから例のグリーンツーリズムかなんか分かりませ

んけども、農業体験をするとか観光するとか、そこで安く泊まれるとか、会員さんには少しね、割引とか、そういうことをされると少しまた発展的な感じになるんじゃないかと思います。それから、が、その辺はどうなのか尋ねたいと思います。

ふるさと納税制度ですけれども、以前ですね、ふるさと納税に対してネーミングを付けるという話がありました。で、それがちょっとが消えてしまったんですけれども、例えば何とか納税、キャラボク納税とか、じゃあ大山は大山黄スマレが貴重種類で大山黄スマレは確か大山しか咲かないと思います。そういう納税とか、もう少し馴染み深い名前にしてPRに勤めるとか。それから納税方法などPR方法としてですね、今のところはホームページがこういうふうにとただ文章が大山町は載っています。ただ申し込んでください。こういう要綱ですということになっていますが、納税方法など、解説して分かりやすいパンフレットの配付とか。それから地域の自然を守る歴史遺産を守るなど、お金に使い道に賛同してもらう、まあ給付者に対して地元産品観光優待券などでお礼をする、これはまあ何か送られているみたいですが、それからまたクレジットカードを使った便利な寄付方法を整備する、そういうことも挙げられております。まあその辺でもう少しまだ改良の余地があるのではないかと思います。

そしてまた、あるところでは、その自分が納税したものが何に使われるのか、自分が選べる、そういう仕組みもあるみたいですよ。ですから自分は子育て支援したいということで、子育ての方に納税したいとか、自分は文化遺産、歴史がとても好きだから、歴史的箇所を大事にして欲しいということで、そっちの方に寄付すると納税者の方が選べる、そういう仕組みもあるみたいですよ。その辺の改良に対してどのように考えられるのか聞きます。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） ファンクラブの関係とそれからふるさと納税の件について、ふるさと納税については、ネーミングの関係、PR方法等についてあるいはその目的ということについてであったかなと思っています。細かなところは、担当課の方で述べさせていただきたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。

まず特典という、ファンクラブにつきましての特典という話がありました。いろいろな想いはあると思いますけれども、特典を付けるか付けないのかということについては、やはりファンクラブの位置付けということが私は大切なのではないかなと思っています。従来のファンクラブの状況ですと、やはりこう同窓会的なその地域の方々との同窓会的な発想の中で、今日に至るとわたしは感じておりますので、そういう位置付けであるならば、現状の状況でもいいのかなという感じを持ちながら、さらに積極的に大山の方に来てもらったり、いろんな交流を深めてもらうというビジネス的な展開へのファンクラブの拡大とか、そういう位置付けに発展

をしていったりということであるならば、先ほどおっしゃいましたような特典ということもその段階では検討していく一つの材料になるのかなと感じております。

ファンクラブの位置付けというところを検討すべきことに、行き着くのかなという感じを持っておりますけれど、このことにつきましては今どのようにしていくかということについて、改めて検討はしておりませんので、今日提案いただきましたことを参考させてもらって、ファンクラブの今のこの現状でいいのか、どんどん展開をしていくような形のものに進んでいくのか、一つの参考意見として賜りたいという具合に思います。

それからふるさと納税につきましては担当課の方から話しをさせていただきたいと思っております。ネーミングの関係、PRの関係、特に目的の関係につきましては、既に寄附をしていただく方の方から、これは教育の方に使ってくださいよ、あるいは大山の自然の方へというような、目的をチェックして納税をしていただくということは、申し込みの中で明らかにしてございますので、その点については、ふるさと納税をしていただきます方の思いは、はっきりと明確に確認できるという状況でございます。それでは担当の方から説明させていただきます。

○総務課長(田中 豊君) 議長。

○議長(荒松廣志君) 総務課長、田中 豊君。

○総務課長(田中 豊君) ご指摘のあった点につきましては今後検討していきたいと思っておりますが、わたしの思いとしましては、ふるさと納税につきまして、継続的にしていただく方が増えていくことが一番重要だと考えていますので、1回きりで終わるといってしまうと当然、税額も少ないということもあろうかと思っておりますので、継続的に大山町に思いを寄せていただく方にずっと納税をいただくように仕組みを何とか考えていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議員(9番 吉原美智恵君) 終わります。

○議長(荒松廣志君) ここで昼の休憩に入ります。再開は午後1時とします。

午前11時46分 休憩

午後1時 再開

○議長(荒松廣志君) 再開します。午前中に引き続き一般質問を継続します。

18番、西山富三郎君。

○議員(18番 西山富三郎君) 今回も代わり映えはいたしませんけれども、2問質問いたします。お手柔らかにお願いいたします。

始めの質問は、わたしたちのまちの憲法、自治基本条例をつくろうということがあります。まちづくりは、情報共有を前提とした参加が必須、欠くことができません

ん。また、行政の行いを町民がチェックするなど、いろいろな取り組むべきことが多くあります。また、地域の何を大切にするのか、どの方向をめざすのかを決めることも大切であります。

しかし、これらのことを闇雲に行っても疲れるばかりです。効果的、効率的とは言えません。それは、なんの手掛かりも持たずに森の中を歩き続ける作業に似ております。不安が増すばかりであります。まちづくりの基本条例はこの森歩きの絵地図のようなものだと思っています。町民が町づくりの主役であります。このことを深く認識するとともに、地域のことは地域で考え、地域で決めるという住民自治の本旨に基づき、町民、議会、町そして地域・団体等がそれぞれの役割や責務を認識し、参画と協働による町づくりを進めなければなりません。大山町における自治の基本条例や町づくりのルールを分かりやすく定めて、町民みんなの共通認識とするとともに、誰もが安心して暮らせる大山町の実現を目指し、町の最高規範としての自治基本条例は早急に制定しなければならないと思います。

一つ、大山町自治基本条例推進委員会は設置しているか、また、その位置づけは、作業はどの程度進んでいますか。二点目、公募による委員は選びませんか。三点目、地域の何を大切にしますか。四点目、情報の共有とは。五点目、参画と協働とは。六点目、町民の権利とは。七点目、議会の役割と責務について。八点目、町長の役割と責務について質します。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 西山議員さんのわたしたちのまちの憲法、自治基本条例をつくろうということにつきまして答えをさせていただきたいと思います。

ただこの自治基本条例についてのご質問でございますけれども、大山町自治基本条例推進委員会、これにつきまして現在設置してございません。今後の課題ということにしておりますので、個々のご質問につきまして、1番から8番のご質問がございます。十分お答えができませんけれども、どうぞご理解を願いたいと思います。

ただ、自治基本条例につきましては、まちづくりにつきまして、役割・ルールを決めていくものだと理解をいたしております。そして、その役割・ルールを住民の皆さんに理解をしていただくことから始めていくことが必要であると考えております。そのための情報の共有、住民の参画、そして住民の皆さんと行政との協働などが自治の基本的な原則でございます。自治を担う議会・住民・行政の役割と責務について整理をして「住みよいまちづくり」を進める考えでございます。

このため、私は午前中の杉谷議員さんの質問の中にもございましたけれども、私はまず住民自治の実践として、計画的に集落行政座談会これをスタートして、その中で住民の皆さんと一緒に住みよいまちづくりを進めてまいりたいという具合に思っております。

そしてその道筋として、自治基本条例の取り組みが、見えてくるのではないのかなという具合に思います。西山議員さんのご質問にもございましたように、「町民が町づくりの主役である」こと、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という住民自治のこの取り組みが私も今、非常に重要と考え、まちづくり推進員さんや区長さんのお力も頂きながら、一步一步その取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、先ほど提案いただきました、ご質問いただきました自治基本条例を制定する際には、議員さんのご質問の趣旨を参考にさせていただきながら取り組みをまた考えていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくご指導賜りたいと思っております。以上で終わります。

○議員（１８番 西山富三郎君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 西山富三郎君。

○議員（１８番 西山富三郎君） 町長、確かにこれからつくろうという姿勢は分かりましたけれども、全くまあ否定はしないわけですね。ただね、この地域に何を大事にするのか、情報の共有とは、参画と協働とは町民の権利とは。議会の役割りとは。町との役割りというのは、ちゃんと盛られていかなければならないものですから、現時点の認識をですね、お答え願わなければならないと思いますが、それではわたしの方から、自治基本条例の必要性をですね、一般質問というのは、このような目的に向かって進むべきだという住民を代表する議員が、住民を代表し、信託を受けておる町側が受けて出るものですから、それじゃあ必要性についてですね、述べてみますので参考にして欲しいと思っておりますね。

まずね、最初に言いましょうか、順序が変わりますけれど。一般質問のこの下です、的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載することと書いてあります。で、質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員会会長、選挙管理委員長、監査委員とあります。これを時間がないから言いますが、委員長、教育委員長、ご承知ですか、名前、この下何故書かれているか。農業委員会の会長、監査委員は今日来てないですか。これはですね、議会が、執行機関多元性ということを知っておってここに書いておるですよ。執行機関は町長であり、教育委員会であり、農業委員会であり、選挙管理委員会であり、監査機関である。町というのはね、町長をはじめ、このようなものが執行権を持つてるということを議会は知っておりますから、一般質問の相手はこうですよと書いてある。これが執行機関多元性なんです。あなたもまあ議員しておったんだからご承知で、そういうもんです。

そこでね、町と議会と町民と団体とあるいは企業等と協働なまちづくりをつくりますといいますね、その時に長といたって一般住民は、長といえば町長さんのことだろうとしか思わんのですね。ところが自治基本条例では、長とは、町長であり、

教育委員会であり、農業委員会の代表であり、選挙管理委員会、監査委員会だと、わたしはまだこの他に、固定資産評価委員と、この人たちも入らないかんと思うですね。で、長とはこういうものだということですね、明確にです。明確に作ってあげるのが自治基本条例です。まあ、ご承知のようにね、森田町長は4月に当選しまして、半年もたっていません。課題は山積してありますし、仕事はたくさんありますけれども、あってもあなたは4年間を力いっぱい情熱をかけて燃えるごとく町民のために答えなきやならんわけです。

そのためにはわたしはまず自治基本条例こそがですね、あなたが指し示す信託を受けた町長の責務だと思ってるんですよ。で、わたしたちも付託を受けていますから、選挙ということですね、そういう認識にたっているわけです。もっと言うならね、上位法がありますが、上位法が。いいですか、自治法があります。地方財政法があります。地方公務員法があります。このような制度はですね、国法において重要なところですよ。しかし、この具体的なものは、自治体がやるんですよ。自治体がやるんですよ。それで自治基本条例が必要だと言っています。この認識です。それからね、公募による委員の選定については、最近米子市が全く行政や議会がタッチせずに、一般市民で、一般市民に集まっていたいただいて、あれですね、自治条例の制定に取り組んでいるんですよ。もっと全国的に言えば、総合計画まで全く一般の人に作っていただいているんですよ。まあこれ参考にしてください。

それからね、町長。ガバメントからガバナンスという時代です。ガバメントというのは、統治ですね、統治、町長が上から治められ、まあ表現悪いですけど、それが分かりやすい、統治というには協働や参画でしょう。ガバメントからガバナー、これが統治から協働、これが町民の権利としてですね、刻みこまれないかんわけですね、それで今たまには町長がいざというときには、トップダウンで町長の権能を発揮して、町を統制しなけりゃあなりません。しかし住民の声、ボトムアップ、ボトムとは底ですからね、底から上がってくる、これまあ必要なんですよ、ね。町長、統治から統治、ガバメントからガバナー、この認識はいかがですか。

次にはね、地域の何を大事にするかと聞いています。やっぱりね、ふるさとを愛する心、心は宝です。この町に生まれてきて良かった。住んでいて良かった、住みたくなるような町づくりをしなくてはなりません。100の町には100の個性、また文化があります。子や孫に誇れるまち作りをする、その先に大山町の姿が見える、日本の姿が見える、このようなものを作るのがですね、やはり自治基本条例だと思いますよ。で、美しい都市を作る、美しい農村を作る、これが近代国家日本に果たせられた大きな課題だと思います。町長は農業のエキスパートです。これくらいのことはいやられるでしょう。美しい農村を作るためにですね、あなたの所信はどうですか。

それからね、町長の責任、議員の責任ということを言っております。私は議員になって40年です。日野郡、西伯郡の町村長と同和対策協議会を通じてですね、ずーとどの町長とも付き合ってきております。中には、議長の方が町長より親分で、実際の町長は議長だといわれた町もっております。あの町長は神様みたいなもので、あの町長にはようものもいわんと。米子の方に家を持って通ってるというふうな人もいました。神様だと言われた町長もありました。ある町では、町長が3人くらいおると、誰が町長だか分からん、こんなことを長年の間に経験しております。森田さんは、住民の圧倒的な支持を得て町長になりました。先般のわたしの質問に町づくりの運営はと質しましたら、公明・公正に運営をしていくといいました。あなたの影に特定な人物や、特定な影が見え隠れはしないように、せめてそのことだけはですね、きちんと行ってください。またある議員のいうことは聞く、ある議員のいうことは聞かない、このようなことは、いけませんのでね、町長の職務、議会の職務、これをしっかりですね心に秘めて、これからの町づくりの運営の基点として欲しいと思います。

お答えがなかったわけですからね、まあその程度で一つお答えください。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君、

○町長（森田増範君） 冒頭に十分な答えができませんでしたことをまずお詫びを申し上げたいと思いますけれど、まあ実際にその取り組みをしていくということになりますれば、先ほどおっしゃいました議員さんのいろいろなご提案やご指摘を参考にさしてもらいながら取り組んでいくということになると考えております。先ほど3点ほどの追及の質問であったと思っております。

1点目は、ガバメント、ガバナンス、トップダウンあるいはボトムアップということについての認識がということであったと思いますけれど、おっしゃいますようにわたしも当初から住民あるいは現場の視点での取り組みをということ自分の軸足において町政をとるという思いで進んでおります。ボトムアップということが、大きなわたしの柱であるという具合に思っておりますけれども、やはりいろいろな判断をする中で重要案件あるいは緊急の課題等々について早急に判断をしなければならぬというものも出てまいります。自分の重責を負う判断として、場合によっては、トップダウンで判断をするということも出てくるという具合に認識をしておるところでございます。

それから美しい農村、住んでよかった、子・孫に誇れる町、村づくりということについて、町長の考えは美しい村づくり、町づくりはどうかということでございます。よくお話をさせてもらいますけれども、わが大山町合併をいたしまして本当に、国立公園の大山山頂から日本海まで扇状に広がる海あり山あり、その間に大地で、畜産、果樹、花、野菜、米、さまざまな全てと言えほどの農産物、農畜産物が、

あるいは林産物が、あるいは漁業の海の幸が生まれております。これほど素晴らしいところは私はないと私はないと思っています。ただ残念なのは、やはりこの時代の中で、この地域でどうしてもこう若者が定住できない、それはここに住んで生活ができていないという生活をどんどんしていける環境が整っていないということを感じております。私の、先ほど議員さんおっしゃいましたように、農業いうものが大きなこの本町のベースでございますので、農業の基盤をさらに強化したり、農家の皆さん、生産者の皆さんの力をいただきながら、さらにそれをパワーアップして農業の本当に若者が帰ってきて定住をしていって、本当に生活がしていけるという基盤を作りあげていきたいという思いをもっております。ここ今年辺りも、ブロッコリーを中心にして若者も少しずつ就農されておるという情報も伺ったりしておりますけれど、もっともっとその農業あるいは林業、漁業という一次産業のお金を生む産業について力を入れて取り組みを進めていかなければならないと思っております。その若者であったり、人がここに住んでくれるという環境の中でこの素晴らしい大山町の資源が生かされ、そして外からも町外、県外からもこの大山町を訪れていただき、観光あるいは交流、後ほどツーリズムのまた質問もありますけれども、交流産業、観光交流産業というものを何とかこう、この本町から芽生えさせていただきながら、産業化を進めていきながら、賑わいのあるそして美しい町づくりを進めていきたいという思いをもっておるところでございます。議員の皆様方のまたお力、ご支援も賜りたいと思っております。

それから3点目に、公正公平という話をいただきました。わたしの思うところでもございまして、そのように思いをもって取り組みを進めております。そのためにもさまざまな情報や現状や、それを把握する中で自分のしっかりとした思い判断をしていくということで、施策の一つ一つの執行ということがなされていくと考えておりますので、また議員さんの方でもいろいろとお気づきの点がございましたら、ご指導賜りたいと思います。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） 9月14日だったそうですけども、町長は副町長も一緒だったんですか、人権交流センターに出向かれて、児童館、隣保館の職員と現地のお話を聞きたいということで出向かれたそうです。児童館の職員が町長が自ら来ていただいて、非常にうれしかったと、励みになってきたと言っていました。これまさに現場主義だと思いますね。そこでやっぱり職員さんの後ろにおられるお母さん、お父さんですね、この人達もやはりお話し合いを持ちたいといってるようです。まあ、住民座談会とはまた別に各種団体ですね、まず私は、児童館の人と出会ったそうですから、その背景にある、母体である分母であるお母さんやお父さ

んどですね、話して欲しいと思いますね。そういうことがね、やはり町づくりの基本です。

それからね、中には厳しい選挙をやらされましたから、これはデマだと思いますよ。町の話、森田町長を2年ぐらいで下ろして、新しい町長を作ろうというような話が町に流れたんですね。「富さん、おれはお前に入れとるだけ、しっかりしてごせよ」「そんなことはないだろう」それはないと思って、そういう話しすらあるだけですね。ですから行政はこれまでは、腐敗腐食の温床であったこともあるですよ。町長やいろんな人が結託してですね、住民の意志を無視して温床の場だと。だからとんでもないことが今になってから発生するようなことも惹起するんです。まあ町長、そういうことですね、町長たるものは非常に風当たりも強いでしょうから、毅然として公正・公明正大に行って欲しいと思います。

そこでね、こういうことを私は要望要求しておきます。まず基本条例を、自治基本条例を作るには、十の基本があると思います。一つは住民自らの自治宣言です。二つは住民の権利と義務です。三つは自治体の運営原則です。四つは自治機関の仕組みと運営です。五つは、執行機関の仕組みと運営です。六つは、自治体の運営システムです。七は、財務会計、財政運営の原則です。八つが住民と協働ガバナンスです。それから9番目は、自治体間国との連携強化それから十点目が最高法規の規定、11点目は改正…、このようなるるもあるわけですからね、それとこの前、何年か前に質問した時にはですね、上位法との関係があつてうんぬんというふうな幼稚な時代でした。ところが憲法も自治法もね、法に違反しない限り、条例は作っていいということがありますので、このようなことを参考にして是非取り組んでいただきたいと思うがどうですか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 追加の質問にお答えしたいと思います。先ほど自治基本条例の大きな柱という形で数点述べていただきました。この先、そういう時がきました時には、提案いただきましたことを参考にさせていただいて、取り組みの参考にさせていただきたいという具合に思います。

議員さんの方のいろいろな思いの中でこの取り組みを提案をしていただいたところでございますけれども、私自身も住民自治ということについて非常に重要な時期でもありますし、それをしなければならぬという思いで住民視点、現場視点ということで取り組みを進めさせていただいております。先ほど9月14日の人権交流センターでの会のお話もいただきました。今現在私も行政の方に十分に関わっていませんという自分自身の思いもございますので、ずっと8月の盆を明けてから、各課の担当課、課長さん方とはよく管理職会議であつたりとか、いろいろな会合で意見を述べあつたり、共通理解をし合つたりしておりますけれども、課長補佐級以下

現場の方々となかなか状況を把握する機会がございませんので、是非ともその機会を副町長の方に段取りをしてもらってということで、これまで8課ぐらいの課とそういった現場の状況や皆さんの状況、あるいは提案であったり課題であったりということ共有し合うという意味合いでざくばらんな懇談会を進めてきております。そういった思いの中で、人権交流センターの方でも人権推進課、そして児童館の職員の皆さんといろいろなざくばらんな状況も話しをさせてもらったということでございます。まあいろんなこういった現場での取り組みを、あるいは把握させてもらう中で、やはり住民自治、現場の状況を把握して、それを町政に活かしていくということが基本であると思っていますので、早い遅いということであろうと思いますが、こういった住民自治ということについての取り組みは、着実に1歩1歩進めていかなければならないと思って取り組みを進めておりますので、ご理解を願いたいと思いますし、またその流れの中で、道筋の中で、この自治基本条例を作っていくという機運であったり、出てくるその道筋でこの取り組み、また生まれてくるだろうと思っていますので、ご理解を願いたいと思います。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） 次の質問に入ります。2点目は、求められる自治体職員像です。1つ、プロ意識とは。2つ、真のゼネラリストとは。3. 真のプロを育てるとは。4. 人材育成の課題とは。5. 政策を創れる人材とは、お答え下さい。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 西山議員さんの二つ目の質問でございます。「求められる自治体職員像」についてということでございます。お答えさせていただきたいと思っております。

ご質問が箇条書きとなっております、具体的な主旨がちょっとずれるかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。

まず1番目のプロ意識ということにつきまして、これからの自治体職員が高度な専門社会を生き抜くには、他の領域を含む高い専門知識と技術がなければ、腕のたつ「プロ」とはみなされないという考え方なのかなと思います。

一般的に、事務系と技術系の職員がおられるわけですが、特に技術系の職員の場合、管理職などに登用された場合に、事務系の職員と何ら変わらない状態になってしまうという意味での、「プロ」としての視点では少し弱いことになるのかなという具合に思います。ただまあ技術の蓄積が管理職としてのまた後輩に向けてのいろいろな経験として生かされるということもあるという具合に思っております。

そして2番目の真のゼネラリストとはということでございます。管理職を含む多

くの自治体職員に期待されるのはプロフェッショナルではないかと思います。事務系でもあります専門分野に一角の専門性を持ちながら担当事務をしっかり仕上げるプロ、そうした職員だと言われています。これまでも、現在もですが、専門性の高い仕事の多くは民間に委託してきております。

これから求められるものは、専門性の高い仕事を自ら処理できる能力、それこそが専門能力であり、その能力を身につけ磨くことがいま自治体職員に求められていると思っております。

しかしながら、人事異動などによりまして、専門性を求め続けることができないというジレンマも当然あると認識しております。

3番目に、真のプロを育てるとはということでございます。公務員の報酬は身分報酬ではなくって、業績に対する報酬であります。プロとして評価され続けられない限り身分も報酬も維持できない。そう考えるのがプロでないかといわれております。

住民に対する説得力と問題解決の実績を示してこそ、プロとして評価される。備えるべきは、公務員の専門家としての「力量」だと考えられます。私もそう思います。

人材育成の課題とはということで、4番目でございますが、自治体職員は「何でも屋」、「ゼネラリスト」であるがゆえに専門性に欠けるきらいがございます。まあそういった点があります。地方分権化が進むと自らの政策立案の機会が増えてまいります。その際、問われるのが専門性であります。これをどう熟成していくか、それが自治体公務員の人材育成の課題であると考えてところでございます。

政策を創れる人材とはということであります。人材育成の究極は、知識人間ではなく、いかに知恵人間を育てるかだと言われております。知識を活かして知恵を出せる人間、それが「政策マン」だと言われております。

分権時代の自治体職員は、コスト面では「安く」、質の面では「高い」サービスの提供ができる政策立案が求められていると思っております。

このように考えますと、「人」に投資する、その発想がないと地方自治体は生き残れないのではないかというような思いをもっているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） 町長、私の書いておる2番目の再質問と全く答弁一緒です。100点満点ですな、このことについては。同じ勉強をしとったんでしょうな。いやそういうところもあっていいですよ。執行部と議員が同じ認識に立つということはいいい、また反対であってもいい、全くわたしがここに書いてあるとおりと一緒にですが、若干ですね、再質問します。

職員はですね、権力は持っています。しかし、権力じゃなくて権威が大事だといわれています。これ専門性ということになると思いますが、職員の権威とはどういうことですか。分かりますか。で、2点目はね、この長年役場に勤めた人はね、長年役場に勤めて40年も勤めて退職した。これはですね、執務能力です。専門知識、専門能力とはいわんそうですよ。執務能力、専門意識、専門能力、執務意識だけにですね、汲汲としているような職員はいませんか。2点目。

3点目ですね、それでね、結局、答弁にもありましたように、今地方分権の時代です。国の役職員、あ、霞ヶ関なんていうのはね、ニーズなんていうのはあんまり知らんですよ。統計が出てきたり、陳情なんぞが出てきて始めてニーズを知るんです。ある課長に聞きましたけども、農林省の人ですか、視察に来てコンクリートの畦がついとったら「あれは何ですか」って聞いたような、ね、霞ヶ関なんてそんな程度のものですよ。だから現場を肌で感じているのは、やっぱり自治体ですね。ですから国の通達云々でなくして、手作りの政策を編み出そうといういい意欲と資質が大事だと思います。町長はその意識と意欲をですね、どういうふうに指導しておられますか。

それからですね、私も、この本を読んでおりましたらね、あんと一緒に本を読んどるんじゃないかな、飛行機人間という言葉が出てきましたよ。役場の職員は飛行機人間でなきゃならん、飛行機人間というのはですね、政策マンと定義されるそうです。自ら実践する政策マンが飛行機人間だそうです。だから皆さんは飛行機人間でなきゃいかんのですよ。で、意識して自治体エリートを育てる、町長は人事戦略が必要だと思いますが、意識して分権時代の職員を作る人事戦略がお持ちですか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議員さんの方から4点の質問かなという具合に感じておりますけれど、難しい質問でございまして全て十分に答えられるかどうか分かりませんが、感ずるところ思うところを述べさせていただきます。また不十分のところは、副町長から述べさせていただきますと思います。

1番目に職員の権力、そして権威が必要であるという具合にお話があり、権威とは何かということでございましたけども、私は非常に難しい勉強をしておりますので、感ずるところでございましてけれども、それは住民の皆さん方が職員にとって、どれだけ信頼をもってその職員の執行していくものごとと感じてくださるか、そこに権威があるのかなという具合に思っております。職員の自信ということと経験ということと、いろいろなものが積み重なってそこにあるんでないかなという具合に感ずるところであります。

それから2番目の件につきましては、経験の豊富な副町長の方から行政の方で答えをつながさせていただきますと思います。

3番目に、現場をということの中で、意識、意欲をどう持たせていくかというお話かなと思って感じておりますけれど、やはりこれは私は職員の皆さんが時間的には、8時から例えば5時までという職場の時間がありますけれども、その時間の中でどれだけ生きがいをもって、やりがいをもって仕事に臨んでおられるのかなと、あるいはそこにそういう環境をしっかりと私どもの方で考えもってつないでいくのかなということだろうと思っております。仕事はいろいろあるわけですが、個々それぞれが与えられた業務の中で、与えられた時間の中で、あるいはそれ以外になるかもしれませんが、地域住民の皆さんの私の思うところでありましたら、元気であり、安全であり、安心であるそのまちづくりにどれだけ一生懸命になって取り組んでいくか。それを能動的に、ただこなしていくということではなくって、能動的に、積極的に働きかけをしていって、課題があればそれを解決していく、その取り組みが繰り返されることによって、職員さんにとっての意欲であり、意識であり、そして生きがい、やりがいということにつながっていくものだと思っております。それを導いていくものの責任として私もその大きな責任をもっておるということを自覚しておるところでございます。

それから4番目の飛行機人間ということ、意識して人を育てるということ、自ら作っていく政策マンという話がございますけれど、先ほど3番目の中で申し上げましたことと重複すると思います。能動的に積極的に今ある自分の現場でやっておる課題を捉えて、どう解決していくかというその能力を発揮をしていく、その道筋の環境を作っていくということ、そして、課がたくさんあるわけですが、課長を中心として、チームワークを組んで取り組みを進めていくということで、人が育てていく、育っていく、環境づくりにつながるのではないかと考えております。

○副町長（小西正記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 副町長、小西正記君。

○副町長（小西正記君） 執行能力の関係でございますが、職員、最初から執行能力があるわけではございません。それぞれ長年経験を踏まえる上に、あるいは先輩諸氏から指導を受けていく間にそれぞれ執行能力が個人的に増してくるというふうに考えております。そういうことから言いましても、全て3番目、4番目に質問いただいた案件についてもそれぞれの職員が研修を積みながら、経験を積みながら、指導を受けながら、あるいは現場を熟知しながら成長していくというふうに考えておりますので、これについては職員それぞれが自覚しながら一生懸命努力していくべきだというふうな考えをしております。職員それぞれが自覚を持って進むという考え方に立ちますと、今は技術的にあるいは能力的に劣っている者につきましても、努力を重ねていって落ちこぼれないような格好の職員になっていただきたいというふうに考えておるところでございます。それぞれ3点目、4点目についても今申

し上げました主旨と同様のことですので、省略させていただきたいと思います。

○議員（18番 西山富三郎君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 西山富三郎君。

○議員（18番 西山富三郎君） しつこいはいけませんから、最後の質問に入ります。まあ副町長もさすがに経験豊富で名答弁です。で、何故かというと、現場を知ろうということを行いましたね。このテリトリーという言葉もあります。固有な場所ということです。で、わたしは今日は、トポスの場ということ、トポスというのは場所です。場所の地、いやいやあんたらがいった現場主義、現地主義がトポスの地なんです。それでね、これは町長がいつも言ってますけども、「プランニングには机はいらない」と言っとるですね。必要なのは、足と目、土地の人との対話する耳と口、そして何よりも土地の人の気持ちになりきる心だと言ってます。役場の職員はね、地元があるわけですから、地元の人気持ちにもならないかんし、町内の人気持ちにもならないかん。土地の人の気持ちになりきることであります。自治体の職員はね、自分で働いている地域、これを足と目と耳と口を使い、今、副町長が言ったように現地、現場をしっかりと知ろうとする、こういうことですね、職員自身が変わってくるんですよ。自治体職員の地域認識のあり方が問われております。まあそのようなことで、現場主義、現地主義について町長、もう一度熱い思いを聞かせてください。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 西山議員さんの質問にお答えさせていただきます。かいつまんで申し上げますと、現場、足を運んで現場の状況を把握しながら、そこから解決策を導きだしていくということの現場を尊重していくということであります。ただその現場をとということの中でも、プランニングには机はいらないということはありませんけれども、やはりいろいろな経験であったり知識であったり書物であったりするものが需要でございますので、一番重要な部分はそこではありますけれども、それを解決し、仕上げていくには、研修であったり経験であったり豊富なものが需要でありますので、そのことも付け加えさせていただきたいと思っております。

○議員（18番 西山富三郎君） 終わります。

○議長（荒松廣志君） 次に、米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） はい、議長。2番議席の米本です。通告書に従いまして4問お聞きします。

まず最初に、農業振興の取り組みについてであります。近年基幹産業である農業が米価の下落や輸入農産物の増加などに押されて農家所得は低迷の一途をたどる状況にあります。今、問題になっております耕作放棄地や遊休農地の増加もこれに起因

しているものと思われます。先ほど町長の方も西山議員の答弁の中で、本町は農業が中心にあるというふうに答弁されておりましたが、もうかる農業、農業再生産につながる価格販売・保障など、今、行政が後押しする事が今求められています。

そこで、本町の農業振興に対する取り組みの考えを伺います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） それでは、米本議員さんの農業振興の取り組みについてということで、質問につきましてお答えを述べさせていただきます。

ご質問にもございましたように、米価の下落、輸入農産物の増加による農家所得の低迷が、耕作放棄地等の増加の要因の一つであろうと思っておりますし、担い手の減少、農業従事者の高齢化等も見逃せない問題であると思っております。

このような課題を踏まえ、担い手の育成・確保、集落営農の取り組み、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策、新農業水利システムを活用した農地等の適切な保全管理、大山恵みの里公社を活用した販売先の拡大、付加価値を高めるためのブランド化や新たな特産品開発の取り組みなど関係機関と連携をとりながら、農家の皆さんの所得確保、持続可能な、継続可能な農業に向けての農業振興を行っているところでございます。また、耕作放棄地対策といたしまして、昨年度に大山町地域耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、今年度も6月の補正の方でも提案をし、議決をしていただきました耕作放棄地再生利用緊急対策事業により耕作放棄地再生に向けて力を入れているところでもございます。現状の中では、その申し込みが20ヘクを超えているというような状況も聞いて、担当課の方から、聞いておるところであります。

さて、今後の取り組みにつきましてですけれども、皆さまご存じの通り、先般の衆議院議員通常選挙の結果、政権交代となりました。国の農業政策も変わってくるのではという思いを懸念をしています。農業の所得保障制度の問題であったりとか、いろいろな農村再生への提案も掲げられておりますし、本年度の補正予算による補助金の一部が凍結される等の報道もなされ、今後、どのような政策が打ち出されてくるのか強い関心を持っているところでもございます。

しかし、いずれにいたしましても、本町の基幹であります畜産、果樹、野菜、あるいは花であったり、いろいろな園芸作物や芝生産などのそういった生産振興によって、農業所得の向上、持続可能な農業並びに耕作放棄地の解消を目指して、国・県の制度を有効に活用していくとともに、特に大山町に必要な振興策については、県や国に対しての進言をし、また、必要に応じて単町の独自の事業も組み合わせながら、関係機関と協力をしながら、農家の皆さんの方のご協力もいただきながら、農業振興を努めて参りたいと考えております。まあ行政の方からいろいろな取り組みも必要ですけれども、やはり農家の皆さんであったり、農業の団体の方のあるいは

組織の方の取り組み、積極的な取り組みも必要であると考えているところであります。

また、大山ブランド製品づくりに向けて、耕畜の連携やしっかりとした土づくり、有機質肥料の投与、減農薬等への取り組み、そういった3つの柱を、取り組みを、この3つの取り組みを柱としたエコ農業の取り組みも今後の大山ブランド製品づくりの中で推進していかなければならないのではないかという具合に考えており、その取り組みも少しずつ始めてるところでございます。以上で終わります。

○議員（2番 米本隆記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 農業振興いろいろと考えておられると思いますけど、実際のところですね、まあこれは余談になるかも分かりませんが、うちの集落の実情をちょっとお話ししたいと思います。

わたしの集落ではですね、隣の集落と一緒に集団転作に何十年と取り組んできましたけども、この2集落全体で、28ヘクタールの半分近く、13ヘクがだいたいこの集団転作に割り当てられておりますが、バラ転っていいですか、各所々の転作が多くてですね、集団転作としてまとまる水田というのが、わずか3.2ヘクタールなんです。つまりこちらが委員として作ってくださいよと言っても、1俵2万円以上する米が、今1俵1万5,000円きっているという状況で、作ってくださいといっても作らないという方が大変多いんです。これは畑についてもですね、以前はたくさん作付けしてあった畑が今は雑草の生えた畑、隣に迷惑になるからといってトラクターで耕しているだけの畑、そういったいろいろな事情があるにしても、以前とは比べようのない姿になってきております。

で、ところで町長は今、高付加価値というような形での答弁をいただきましたが、わたしは農業振興には、今の特産物を伸ばしていくのか、また新たな特産物を作っていくのか、町長の言われたように付加価値を高めていって、環境に優しいようなエコ農業とかそういうところで価値を上げていくのか、いろんな考え方があると思うんです。

そこでやはりこれは1年、単年でできるようなことではありません。長年かけてやっぱり作っていく政策が必要だと思っています。町長は先ほど環境とかその何て言いますか、付加価値を付ける農業に重点的な答弁をされましたけれど、今の特産とか新しいものについてそういったところのお考えをどうお持ちなのか、再度伺いたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 米本議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思いません。少し話し方が誤解を得ているのかなという感じをしておりますけれども、私は、

取り組みをする農業振興の取り組みとしては二つの柱があると思っております。それは一つは、今既に大きな柱として経営なされております、いわゆる言葉で言えば基幹的な農業形態、野菜であればブロッコリーであったり、ねぎであったり、メロンであったり、畜産であれば酪農であったり、和牛・豚ありますけれど、そういった基幹的な農業の生産振興、これがまず一つ重要であるという具合に認識をしております。

それからもう一つは、先ほど述べられました新しい取り組みとしての付加価値の付く農業の取り組み方、私はこの2本柱でいくことが非常に大切であると思っておりますので、恵みの里公社を中心とした取り組みというのはどちらかという付加価値をつけていく農業形態の取り組みということで、わたしは思っております。

その中でのこのたび、今の質問では、新たな取り組み、まあ付加価値を付けるための農業ということについてはどうかということでございますので、その点につきましては、今公社の方で取り組んでおります米子市の方への直販の取り組みもあります。そして大阪、岡山の方への出荷をしている取り組みもあります。ただ、その状況を見る中で、やはり付加価値を付けていくということの中では、一番最後に申し上げましたけれども、大山町の製品の取り組みは、こういう思いで農家が作るんですよというものをアピールし、アプローチし、それを付加価値を付けていくということがわたしは重要であると思っております。それがしっかりとした土を作っていくということの取り組み、当然耕畜連携ということもありますし、堆肥作りあるいは土作りをするための堆肥の確保ということもあるだろうと思っております。

そういったこと、それから有機化学肥料を使うということよりも、有機を中心とした肥料でいこうということ、それからやはり安心安全ということの中で、完全に無農薬ということについては非常に厳しいハードル、作る側にとってのハードルもありますので、減農薬、農薬をできるだけ減らしていくという捉え方の中での、こういった取り組みを大山町の方からやっているんだという産品をしっかりと町内の農家の皆さんと、また共有しながら、既にJA農協辺りでは、ブロッコリーであったりとか、ねぎであったりとか、そういうところでのこういった基本的な取り組みはなされており、進めておられますけれども、大山町という一つの顔の中でブランドという捉え方の中で、こういったところをもう少しきちっと明示をし、確認をしながらアピールをしていって、大山ブランド品に繋げていくということが必要なんではないかなと思っております。

それからもう一つは、付加価値ということの中で、私の経験も含めると、年に1回収穫が上がる米であったりとか、果樹であったりとかという作目もありますけれども、12カ月間コンスタントに農産物を収穫して出荷をしてそれを県内の直接出荷するマーケットであったり、県外の求めてある県外のスーパーの方に売ってい

ったりという周年出荷型の取り組みということも非常に重要であろうと思っておりますので、なかなかこれにすぐ取り組んでいくということになりませんが、それは農家の皆さんの協力、認識やあるいはそういった体制ができてこなければなかなかできない問題であると思っておりますが、そういったような方向性を持ちながら、少しずつ取り組みを進めていけたらなと思っております。議員の皆さんや、町民の皆さんの方からそういった体制づくり、取り組みづくりについて認識をしていただきながら、特にこのエコ農業という取り組みを恵みの里公社の方でもエコ農業研究会というものをこの度立ち上げて少しずつの人数からですが、そういった運びを取り組んでいこうということで、第1回だけのまだ会合ですけれども、もったという経過もございます。一つご理解をいただきながら、みんなで大山町の産品、ブランド品作りを、取り組みが進んだらと思っておりますのでご理解、ご協力、ご支援を願いたいと思っております。

○議員（2番 米本隆記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 町長の考えは理解できるように思いますが、ただこのエコ農業とか、そういうふうになりますと、農家の方は大変、その何ていいますか、そのイメージアップにはなりますけれども、農業をする側としては大変に努力もいります。そういう時にやはり行政として後押しをすることは必ず必要になってくるというふうに思いますが、その辺のところ、町長はこの環境にやさしいエコ農業とかそういうことを推進していく上で、どのような方策的なものを考えられますか。またどういった支援が考えられるというふうに思われますか。答弁をお願いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 付加価値を付ける方の農業という捉え方の中での位置づけでのお答えにさせていただきますけれども、エコ農業というお話をいただきました。これについては非常に難しいというイメージを持っておるということでございますけれど、実際私が感じます、あるいは把握しております今物を作っております状況は、個々それぞれが割合にしっかりと土づくりをしておられます。そして、化学肥料と有機肥料という認識ということをあまり持たずに肥料を使っておられるかと思っておりますけれど、そこの部分を有機という認識を持った肥料に変えていくということで私は、そんなに無理なく取り組みができることだろうなと思っております。それから農薬ということについても、自分が食べるものというものを想像しながら、農薬というものをできるだけかけないように生産していくと、ただ売するためには、あるいは買ってもらうためには、やはり最終的にどこかの部分で仕上りのいい作物にしなければならないということで農薬を適する時期に使っておられるということであると思っておりますので、非常に難しいという認識を持っておりません。ただ

県の方が、特別栽培という認証のある栽培というものに取り組もうとされる時には、きちっとした履歴がいりますし、第3者の、その取り組んでおられますところの確認作業がありますし、慣例から比べると何割のカット、あるいはそれにあった準じたものをしていただかないといふことがありますので、そういう面では難しい特別栽培という県の認証制度のものはありますけれども、わたしはそういったところに欲があつてですね、慣れていってそこまで挑戦しようという方があれば、わたしは非常に望ましい姿だとは思いますが、まず、そういうことではなくて、実際に今身近にやっておられますことをきっちり位置付けを確認をしながら、こういった大山ブランド品に向けての作り方ですね、取り組みという形でエコ農業の取り組みが進められたらと思つておるところであります。

まあ行政としての方策といいますのは、今段階ではそういったグループづくりをしていって何ができるのかなといふところを逆に農家の皆さんから、提案をしたりいただいたり、状況を、実際の状況を把握しながら、それぞれの役割分担としてすべきことを一つ一つやっていくといふことが、必要なのではないかなと思つております。今の段階ではエコ農業の研究会を立ち上げてそこからといふ、まあ一步を踏み入れているといふ状況であります。

○議長（荒松廣志君） ここで暫時休憩をいたします。再開は20分といたします。

午後2時7分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。休憩前に引き続き米本隆記君の一般質問を継続します。

○議員（2番 米本隆記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 2つ目の質問をさせていただきます。幼児期の子育て支援拡大についてといふことであります。

道路交通法では0歳から6歳までチャイルドシートの使用が義務化になっております。また、今年7月より自転車3人乗り、まあこれは幼児に限られてですけど、道路交通法の改正によって出来るようになりました。幼児と共に移動に必要な機材の購入は子育てをする家庭の負担になっております。

そこで本町における子育て支援の観点から3人乗りの自転車やベビーシート・チャイルドシートのレンタルの充実や購入に対して助成拡大をしてはどうか町長の考えを伺います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 米本議員さんの幼児期の子育て支援拡大についてといふことで、チャイルドシートの提案がございました。チャイルドシートの使用が義務化

されました平成12年当時は、チャイルドシートの単価自体が高く、普及啓発の目的で各市町村では購入費補助金制度や貸し出しの制度に取り組んだところでございます。本町でも旧3町が合併前から実施をしておりましたが、この10年間でチャイルドシートの単価も安くなり、また、子どもが生まれる際にベビー用品を揃えるとともにチャイルドシートを購入することが一般的になり、普及啓発につきましては、一定の成果があったものと思っています。

このような状況の中で、県の資料によりますと県下市町村ではチャイルドシートの購入費補助は本町含めて2つの町、チャイルドシートの貸し出し事業については本町含めて4つの町でございます。3人乗り自転車への助成のご提案もございましたけれども、補助内容等についてそのような状況の中、来年度に向けて検討を考えているところでございます。

なお、ベビーシートやチャイルドシートの必要性はいまさら申すまでもなく、皆さんが十分にご承知でありますから支援の有無に係わらず大切なお子様の命を守るために、車に乗せる際には必ず着用していただいているものと認識をしているところでございます。以上で答弁を終わります。

○議員（2番 米本隆記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 3人乗り自転車についてはですね、どうもあの来年度に向けて予算補助も考えられるということでもありますので、このわたしもテレビですね、3人乗り自転車、これ京阪神の市だったと思いますけども、7月の中旬、初旬ですか、早々にもう補助をするというようなことを聞きまして、わたしも今回これを入れさせていただきました。

それとチャイルドシートについてなんですけど、10年間で価格が安くなったといわれておりますが、実は、チャイルドシート自体は1万5,000円ぐらいであるんですけども、生まれた子どもさんから使わないけんということになりますと、まず最初にベビーシート、なんていいですか、籠といったらおかしいんですけど、そのようなものに寝かせてとかいうふうになりますと、どうしても購入に対してベビーシート、で、1歳くらいになったら今度はチャイルドシートと、2つは必ず必要になってくるんですね。そしてまたこれを両方とも使えるようになった製品もあるんですけど、これは高くてほしい5万円ぐらい値段がするんです。そうなりますとね、やはりお一人の子どもさんでしたらいいんですけど、お二人の子どもさんでしたら、今町の方が最高1万円という補助を大山町が出しておりますが、その辺りですね、お二人の子どもさん、それもですね、何ていいですかね、使われる时期的なもん、0歳から1歳弱になられる方、それから1歳ぐらいからは今度は3歳から4歳ぐらになると体が大きくなりますから、そうなりますと、今度はチャイルド

シートでなくて、椅子の下に座るところに台みたいなものを置いて座らせられる、で、シートベルトをされるというふうになりますと、本当使われる時期というのは2年か3年なんですね。お二人の子どもさんがあっても2年か3年。ですからわたしは購入に対しても助成をお願いしたいんですが。それともう1個、貸し出し、このレンタルということについてわたしはちょっと取り上げてみたいと思うんですけども。ふれあい会館の方に問い合わせしてみました。そうしましたら、昨年度のチャイルドシートの貸し出しについてなんですが、昨年度でベビーシートは43台、チャイルドシートは85台。で、今年はですね、4月から8月、盆過ぎにちょっと伺いましたんで、それまでがベビーシートが11台と、それとチャイルドシートは48台、この貸し出しの要請があったようです。それでですね、その貸し出しの、これ去年ので申しわけないです。去年の数字の中で名和地区は、チャイルドシート、ベビーシート合わせまして94。それから中山地区では10、大山地区では24、で、大山と中山の総合窓口の方に一応問い合わせしてみました。出生届出されたときに、チャイルドシートの補助に対するチラシってありますか、それは渡せられるようですが、貸し出しについての問い合わせというのはほとんど無いということなんです。ということは、やはり町民の皆さんがこういうことをご存じになれば、やっぱり希望される方は多いと思います。一つは、どうしても必要に迫られてくるということもあるんです。っていうのはお母さんが朝、保育園に送られます。ところが仕事があるから帰りは、おじいさんという方もあります。そうするとそこ家庭で必ず何台かいるようになってきます。で、子どもさんが多くなれば複数台、必ず必要になってきます。それもさっき言いましたけれど、短期間、2、3年です。そういうところを考えれば、やはりこういった子育て支援ということに重点を置くのであれば、こういう補助なり、チャイルドシートの貸し出しの拡充、これは必ず必要になってくると思います。その辺のところ町長、再度答弁をお願いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 米本議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思いますが、この答えの中で補助内容等について来年度に向けての検討をということをお述べさせていただきました。この内容につきましては、方向性としては、縮小という捉え方をしております。チャイルドシートの使用が義務化ということで、平成12年でもございました。国の取り組みの中で各町村でもそういった形で、当初、2万ないし3万円位高額であったということの中で、2分の1あるいは3分の1の補助をしていかなければならないではないかということで、1万円という金額の助成の額が設定をされております。現状では、チャイルドシート辺りが今1万円をきるという状況にいたっておりますので、周りの各町村の状況を把握する中で、本当に各町村、こういった貸し出しをしていないと。まあ交通安全対策ということが、当

初は大きなメインの中で補助事業があったと思っておりますけども、そうは言っても話にございますように、子育て支援という視点もございますので、まあ現在の、チャイルドシートの単価等を考えながら、今後に向けては縮小する中での取り組みでも維持をしていく思いの中で、この検討を考えているというところでございます。

従いまして、3人乗りの自転車ということについての取り組みも全く今検討しておらないという状況でございますので、お答えをさせていただきます。

それから貸し出しについての問い合わせということについてでございますけれども、確かにPR不足なのかなということを感じます。管理をしておりますそれぞれのところに確認をしながら、このPRの問題、アピールする問題について検討してみたいなという具合に思います。

○議員（2番 米本隆記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） わたしは来年度に向けて検討していただけるということでしたんですね、そういった制度をですね、もっと拡充していただけるかと思いましたが、3人乗りの自転車については全くそういうことは考えないというような御答弁だったんでびっくりしましたが、実はこれは企画、チャイルドシート、これ20年度の決算であれなんですけど、約70万円、70件の補助は出しておられます。この内容につきましてはですね、中山が12件、名和は32件、大山地区が26件。やはり地域ごとによってばらつきがあるというふうに思いますし、その辺のところは周知もされていないんじゃないかというふうにわたしは考えるわけなんです。

そしてふれあい会館の方でも来られる方にはこういったチラシも配られて、貸し出しますよとか、貸し出せない、もういらなくなった方はどうですか、ということでフリーマーケットにも出店はどうですかというふうにもいろいろやられておるんですけども、それでも貸してくださいという方はおられるわけですね。ふれあい会館の方にちょっと問い合わせしてみたんですけど、何故いらなくなったものをもらえないかと聞きましたら、それがそのチャイルドシート、ベビーシートとか1回事故にあたりとか、何かあって衝撃があったものについてはヘルメットと一緒になかなか使えないと、安全性が確認できないということがあるということで、そういうのは使わないと。使えませんとということで、はっきりしたものでないといけないということがありますから、その辺のところをね、町長もう一度再考していただいでですね、この辺のところは、ちゃんとした子育て支援という立場から、交通安全という立場でなく、その辺のところを考えると行政として指導をしていただきたいと思いますが、その辺について最後町長の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範。

○町長（森田増範君） 質問にお答えさせていただきたいと思います。貸し出しの件については先ほど述べられましたように安全性ということもあって、行政の方でも持ってきてもらったものをすぐ貸し出していくというような形はとれないということでもありますので、そういった今あるものの、確保しているものの貸し出しという範囲内であるかなと思っております。その辺での十分な活用がないということなのかもしれないという具合に思っておるところであります。まあ子育て支援という捉え方の中で、チャイルドシートの補助の充実をということでございますけども、まあ先ほど申し上げましたように、現状の単価の問題であったりということを考えてる中で、まあ他町村の状況を踏まえながら、それでも大山町としては子育て支援という位置づけの中で続けるべきではないのかなということを感じずの思いの中で来年度に向けての廃止ということではなくって縮小という形の中で現状のチャイルドシートの単価が当初と比べればそれなりの価格、低い価格に、安い価格に下がってきたという現状を踏まえて検討を進めていきたいなという思いを持っておるところでございますので、いろいろな思いはあろうと思いますけれど、ご理解を願いたいと思っております。子育て支援をこれで決してやっていかないということではありませんので、そういう形の中で支援を進めていこうということでもありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議員（2番 米本隆記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 次の質問にいきます。後期高齢者医療制度保険料納付についてであります。

今年7月8月分の納付にあたりまして、多数の未納者、滞納者への督促が発生したと漏れ聞いています。そこで、1. この保険対象者の人数は。未納者数は。督促状を出した人数は。2番目としまして、督促状を送付した人で8月末までの納付は何人か、回収率は。3点目、これについての、納付者って言いますか、高齢者からのクレームはなかったか。4点目、なぜこのような状況が起きたのか。以上4点について伺います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 米本議員さんの3つ目の質問であります。後期高齢者医療制度保険料の納付についてということの質問にお答えさせていただきたいと思いません。

昨年の4月から始まりました後期高齢者医療制度の保険料につきましては、被保険者全員が所得などに応じて決められる保険料を納めていただくことになったところでございます。また、納付方法につきましては、原則として介護保険料と同様に、年金からの特別徴収で納めていただくことになりました。

本年7月の保険料の本算定時での保険の対象者の方は、3,449名で年金から特別徴収で納めていただく方が1,679名、また納付書や預金口座からの引き落としで納めていただく方が1,770名でその内7月末の納めていただく期限までに納付いただけず、8月の19日までに納付の確認がとれなかった797名の方に督促状を送付したという状況でございます。督促状を送付いたしました797名の内8月末までに納付いただいた方は616名で、納めていただいた収納率は77.7%ということでございました。

このような状況によりまして、ご指摘、ご質問がございましたように税務課の方では、年金から徴収したりあるいはしなかったり「勝手なことをするな。」というような声や、「納付書が届いていない。」というような問い合わせが、あるいは苦情が寄せられたところでございます。

「なぜこのようなことになったのか」ということでございます。後期高齢者医療制度開始時点での被保険者3,431名の内、3,011名が当初年金からの特別徴収でありましたけれども、昨年7月の本算定の1カ月後に国の方で制度の見直しが行われ、追加の軽減措置がとられました。そのために納付される保険料額が減額されたところでございます。このため年金からの特別徴収者の内の1,129名の方が完納ということになり、また、205名の方が普通徴収に変更となったために特別徴収、年金からの特別徴収が、昨年8月で止まったところでございます。

年金からの特別徴収は、基本的に前年度の2月に特別徴収をされていないと4月の特別徴収につながらない仕組みとなっております。今年7月に本算定をした結果、特別の徴収から普通徴収になられた方などを含め今年度納付書払いの該当になられた普通徴収の方には納付書で納付いただくよう通知でお知らせをいたしましたところでありますけれども、制度開始時に特別徴収であった方は今年度も年金から引き落としの特別徴収があるものという具合に思われておりまして、結果的に未納になり督促状の発送の原因になったということでございます。制度の急な変更の中でこのような形で町の皆さまにご迷惑をおかけしたことを申し訳なく思いますけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、軽減によりまして特別徴収から普通徴収になられました方は、10月からは、特別徴収で年金からの引き落としが再開されるということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上で答弁とさせていただきます。

○議員（2番 米本隆記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 制度が変わってということを町長も言われるわけですけど、実はこういったチラシですね、これが直接高齢者の方、後期高齢者の方に送られてきまして、年のいかれた方が、これを全部読んで理解することはなかなか

できにくいですし、それから先ほど言われました、本徴収が7月になりまして、督促が8月に発生したというふうなことですけども、その辺りのことについては、まるで記述というか、記載というのはいしてありません。ですから余計にこういった未納者、滞納者が出たというふうには私は感じております。それも3チャンネルとか、広報によって周知されるんじゃないくて、これは各後期高齢者の方に直接郵送っていいですか、封筒に入れて送られてきたと、ただそれのみということでもあります。町長よく言われております。町民の皆さんと役場が縁遠くなったとか、いろいろと言われてますけれど、正にこれが一つの原因じゃないでしょうか。この辺のところやはりもう少し考えていただいてですね、今回の例ではね、税金の滞納したことがない方々に、突然その督促状が来て慌てふためかれたというのが、そういうふうにはわたしは察するわけですけど、知らせる方が理解をしても、知らせる側が本当に理解できなかつたら、これは本当に町民の皆さんにお知らせしたというふうになるんでしょうか。わたしはならないというふうに思っております。そのためにも、やはり行政トップとして、町長がこれをいい機会として、今後どうあるべきかということをやっぱり考えていただかなければいけないというふうに思っておりますし、そこでもう1点ちょっとお尋ねしたいんですが、まだこの件につきまして回収が100%いっていないというふうに先ほどの答弁書の中にありました。これはいつ頃目標に、またそういった方々に対してどのような通知方法をされるのか、答弁をお願いします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 米本議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思えます。回収の目標であったりとか周知の方法について、また担当課の方から補足として内容をまた答えさせていただきたいと思えます。

まあ制度の見直しということでの変更がありまして、このような形になったということでもあります。担当の方もこういった制度の関わりの中で、先ほどしおり、あるいは資料ということ提示があったと思えますけれど、もっともっと周知の方法をすべきであるということのご提案でございます。今後お話を一つの参考とさせてもらいながら検討を重ねながらその取り組みを進めていきたいと思えます。ただ、非常に心配をしていますのは、このたび政権が変わったということの中で、いろいろな急激な制度あるいは事業、物事が変わってくる可能性がございます。そのような時に、先ほどご指摘のあったような形の中で十分に周知できるのかという非常に不安を持っております。その点につきまして、今日ご指摘のあったことについて、十分な対応ができるのかどうかという不安は持っております。そのことにつきましてはご理解をこの場をお借りして願いたいと思えます。回収等々につきましての件につきまして、担当課の方から答えさせていただきます。

○税務課長（中田豊三君） 議長、税務課長。

○議長（荒松廣志君） 税務課長、中田豊三君。

○税務課長（中田豊三君） はい、町長の方からも申し上げ、お詫び申し上げますけれども、制度の改正でこういう結果になったとはいえ、もう少し米本議員ご指摘の通り、何とかの方法があったんじゃないかということは考えておるところでございます。まあ、言い訳になるかもしれませんがけれども、わたしどもは後期高齢者の徴収につきましては、徴収の方は税務課が担当しておりますけれども、賦課の方は広域連合でやっております、7月の本算定の時の、ほんとぎりぎりです、7月に納付書を発行しましたけれども、どの方がどういう保険料になるか、また特別徴収から普通徴収になるかという最終的な資料はほんの間際になって届きまして、まあ通知だけになってしまいまして、非常に申し訳なかったことではありますけれども、こういうこともあったということを知っておいていただきたいと思っております。

それからまだ、未納者の方も何名かいらっしゃいますし、それから今回7月と8月で普通徴収、先ほど申しましたように10月からは特別徴収に変わりますけれども、最初の1期分の7月分だけの結果がこういう未納者の方ですね、たくさん発生しまして、次8月分の納付書の、8月の中旬に出しております、8月の末が納付期限になっております。で、この8月末の納付期限で、未収になっております方につきましては、ちょっと検討させていただきまして、督促状は20日以内に発送せないけんように決っておりますけれども、ですのもう発送が間もないですけれども、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（2番 米本隆記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 町長、今その税務課長の方が言われたんですけれども、督促状をちょっと待つよと、それはいいんですけど。ちょっと督促状を伸ばすということにつきましてですね、督促の料金はどうなるんですか。そこまで以降に払われた方は、これ80円というのはつくんですか。つかないんですか。未納者については、督促と一緒に払ってくださいですよ。伸ばした方は、それまでに払われたら払わなくていいんですか。そこでちょっと矛盾が出ますよね。それが1点。それと、あの、その1点お願いいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 内容についてでございますので、もう少し詳細について、担当課長の方から述べさせていただきます。

○税務課長（中田豊三君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 税務課長、中田豊三君。

○税務課長（中田豊三君） 督促料につきましては、7月末で納期限の方で督促状を発送いたしました方には、80円いただいております。で、その辺のことはちょっと検討させていただきたいと、ここではわたしちょっと答えられませんので。

○議員（2番 米本隆記君） ちょっと。

○議長（荒松廣志君） 暫時休憩をいたします。ちょっとその辺の調整をしてください。

午後2時50分 休憩

午後2時51分 再開

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。答弁。税務課長、中田豊三君。

○税務課長（中田豊三君） はい、督促状を発送いたしましたら、80円はいただくということになっていますので、もちろん7月分、8月末の督促料金はいただきます。そして8月の督促状につきましては、今ちょっと検討させていただきたいということを申し上げましたので、督促状を発送いたしましたら督促料をいただきますけれど、発送いたしましたらもちろんいただかないことになります。

○議員（2番 米本隆記君） 議長、ちょっと。

○税務課長（中田豊三君） 発送しなかったらいただきません。

○議員（2番 米本隆記君） ちょっと答弁違いますよ、わたしが聞いているのは。

○議長（荒松廣志君） 休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時 再開

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。

○副町長（小西正記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 副町長、小西正記君。

○副町長（小西正記君） 今回の督促状についてでございますが、督促状の主旨といたしましては郵送料プラス印刷代というふうな主旨がございます。そのことを考えますと、郵送料が発生しないものについては徴収しない。したがって、その督促状を発送した段階でその80円というのが発生するという考え方でございます。

○議長（荒松廣志君） いいですか。

○議員（2番 米本隆記君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） それでは、4点目の質問に。

○議長（荒松廣志君） 残り時間5分です。

○議員（2番 米本隆記君） では、町長のお考えをお聞かせください。グリーンツーリズムの実施についてでございます。

夏には海水浴や林道をハイキング、春には種まき・秋には収穫と幅広く本町の魅力である海から山まで標高を生かした多彩な体験ができると思います。また、本町にはたくさんの史跡が各地に点在していますが、それらを合わせた観光型グリーンツーリズムは本町の産業を町内外に知ってもらう良い機会にもなると考えます。恵みの里公社も準備しているところと聞いていますが、その取り組み状況はどのようになっているのか。20年度決算公表の中でも監査の中で出ていますが、その、グリーンツーリズム、また町長のお考えは、このグリーンツーリズムに対してのお考えはどうなのか伺います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 米本議員さんの4つ目の質問でございます。グリーンツーリズムへの取り組み状況、実施についてということでございます。グリーンツーリズムの取り組み状況、及び考え方につきましてお答えを述べさせていただきます。

近年観光に対します国民の動向はますます多様化をしてきております。従来の団体による周遊見物型から個人や少人数グループによる滞在型、体験型に大きくシフトしておりますことはご指摘の通りでもございます。そうした中で、注目を集めてきておりますのが、エコツーリズム、グリーンツーリズム、スロツーリズムなどこの言葉に代表される旅の形態でありまして、国なども様々な支援策を講じているところでもございます。大山町におきましても、平成19年4月に組織されました大山中海隠岐エコツーリズム協議会に参画しており、この活動は昨年環境省エコツアーリズム大賞特別賞を受賞するなど全国的にも注目を集めているところでもございます。

さて、わが町のグリーンツーリズムに関する取り組み状況でございますけれども、大山恵みの里公社では以前からグリーンツーリズムを「生産者所得向上策多様化の一方策で、の取り組みのひとつで作物をつくってそれを販売する以外の所得向上策」として位置づけ、生産者と消費者がお互いに交流することでより生産地と生産物への理解が進み、新たな付加価値が生まれてくるものと思っております。今後の可能性に大きな期待を寄せているところでもありますし、また昨年でございましたけれども、議会におかれましても経済建設の委員会の方で南信州の方、この視察をなされたところでもございます。具体的には、昨年、わが町に島根県の浜田市から実践者二組をお招きしをして、町内の生産者の皆さんと交流会を行ないました。今年度はこれは仮称でありますけれども、「大山ツーリズム協議会」これを発足させるための取り組みに着手しております。いくつかのモデル商品をこれから開発して、モニターツアーの実施などその取り組みを本格的なものに進めていく考えでございます。グリーンツーリズムを労働力確保の手段と考えるむきもあるようでございますけれども、本町におきましては短期滞在の体験交流型の事業により、宿泊を伴う来

訪者の増大を図り、山から海まで広がったこの大山の魅力をまず知っていただき、大山ファンの確保とロコミ効果等による農畜水産物の消費拡大、そして総体的な所得向上につなげていくべきものと考えておりまして、またこれからも議員さんのご助言を賜りたいと思います。特に我が大山町におきましては、観光交流産業化ということが非常に、この大山から海まであります豊富な資源を活用して取り組みが進めていける素地が十分あると思っておりますので、その取り組みを着実に進めていきたいと考えておるところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（2番 米本隆記君） 終わります。

○議長（荒松廣志君） 次、8番、西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） はい、議長。8番議員の西尾でございます。6月には自主財源の質問をいたしました。今回は、何かを作って欲しいというような、逆の話にもとれますが、私は赤碕、今の琴浦ですが、そこで生まれ育ちました。勝田川という、これも立派な川があります。しかしながらですね、中山、旧中山町ですが、移り住みまして、甲川のですね、すばらしさを体感したわけでございます。この甲川は、ご存じのとおり、町長もご存じだと思います。日本百名谷に名を連ねる川でございます。百名谷と言われてもですね、なかなかピンとこないわけですが、溪流がきれいな川と、端的に言いますと、そのようなことだそうです。つぼが、滝つぼがあつてですね、落としがあつたり、川がきれいだし、岩があつたりとか、あとはそうですね、樹木の美しい景観のある川、そして、この川を選んだこの本ですが、この本に載っておりまして、この沢登りの好きな方、これを遡行というらしいです。さかのぼるそして行くという。沢登りの好きな、または得意な方が集まっています。ちなみにですね、中国地方では、この大山水系、大山山系、甲川だけでございます。あとですね、広島の方に、細見谷というところがありまして、中国ではこの二つ。一番近くで言いますと、兵庫県に一つ、六甲山系の大月地獄谷という、この近くと申しますか、中国的で言いますとこの三つ。その中の、一つであるというふうに言われておりまして、私、その沢登りした事はありませんが、以前ですね、テレビで放映されたりなんかいたしたのを私見たことがあります。大山町にはこの甲川以外に県管理である、2級水系があります。この甲川が一番源流が奥であるというふうに言われております。甲川の源流は大休峠の下辺り、標高1000メートル地点の湧水から日本海まで約18キロと、標高差の大きい川でありまして、特に、源流からうぐいす橋まで6キロあまりあるわけですが、標高差がなんと600メートルという、かなり急流で、大小の谷、滝、落ち込みがいくつもあるというような物件であります。また、源流からブナ等の原生林、常緑照葉樹のおかげで、年を通

し、水量、水質、共に素晴らしい川である。何より、私が凄いなと思ってますのは、この、河口からですね、短いという鳥取県の地形もあります。ということで、河口からですね、12キロの地点ですでに溪谷がある。この12キロメートルの地点というのがですね、うぐいす橋ということになろうかなというふうに思っております。

昨今、山登りとかハイキングといった自然にふれながら体を動かすということがはやりになってきておりますが。自然に親しみ、そして、自然を大切にする、大事にする。私、そのような地元の素晴らしい所を知ることは大変重要なことだと思っております。前段、申し上げましたうぐいす橋周辺で素晴らしい溪谷の体験ができる、ということで「甲川溪流まつり」というのをですね7年前に始めたわけがあります。かといってじゃあ沢登りをやっってくださいというような話ではありません。このような美しい、あるいは立派な溪谷が、地元の私たちのまちにあるということをお子孫たちに知ってほしい。というようなことから始めたわけで、今年で7回目、町長も今年来ていただきましたが、年々多くなった参加者は今年が一番多くてですね250人となり、盛況のうちに終わったわけがあります。

私その、このですね甲川を身近で楽しんでもいただくことができないだろうか。遊歩道的な河川管理道はできないだろうか。県管理ということなので、いろいろな協議も必要だと思いますが、そのようなことを、町長以下、どのように考えておられるか、質したいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） はい。西尾議員さんの「甲川の素晴らしさを生かせないか」と、このご質問につきましてお答えを述べさせていただきたいと思っております。

町内には素晴らしい自然が沢山残っております。日本百名谷に記載されています先ほど議員さんおっしゃいました甲川もその一つでございます。私も甲川の素晴らしさを認識しております。それは合併をいたしましてから、名和、中山、大山とそれぞれに川がございますけれども、阿弥陀川であったり、名和川であったり、甲川であったり、いろんな川がございますけれども、この甲川ほど、先ほどもおっしゃいましたように豊富な湧水、湧き水で、そして、日本海まで堂々と流れている川はございません。非常に地元でも珍しい魚等々の生息もよくご存じのところがございます。ご案内ございましたように、甲川は河口から源流まで約13キロありまして、砂防堰堤は整備されていますけれども、護岸の多くは天然の河岸として自然のままを残しておるという状況であります。特に、特にお話ございました、県道倉吉赤碕中山線に架かる「うぐいす橋」から上流はまったく人の手が入らず昔からの情景をそのまま残す溪谷でもございます。

この地で行われました、8月に「甲川溪流まつり」開催されました。沢山の子どもさんから、親御さん集まって来ておられます。本当にこの甲川に皆さんが体感を

しておられて、素晴らしい行事だなということを感じをしたところでもございます。

また町報の方でもこの9月号にカラーで表面でございましたけれども、表紙の方に掲載してございます。この甲川溪流まつりは本当に水に親しみ自然の素晴らしさを体感できる素晴らしい祭りでございます。関係者の皆様のご努力にも敬意を表したいと思います。

先に述べましたように、この甲川は天然の河岸として自然のままを残しております。これを残しながら河川沿いに河川管理道的な遊歩道を造り、自然を体感し、そして心身を共に癒し、更に観光的な魅力を高めるのも甲川を身近に楽しむ一つの方法だろうなと思います。

ご存じのとおり、甲川は二級河川として、県が鳥取県が管理する河川でありますので、まずは、地元の地域の皆さま、あるいはこの度、溪流祭りを主催されました実行委員会の皆さま、そういった関係者の方々と町が一緒になって意見交換をし、知恵を絞り、構想を練ることも必要だろうと思いますし、そこから始めてその上での河川管理者であります鳥取県へ思いをつなげていく、告げていく、そのことが重要であると思っております。以上で答弁を終わります。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） なかなか町長も同じような考えを持っておられるということをお聞きしましたが、町長は、町長のマニフェスト、町長、半年、えーと選挙、当選いたしまして半年になろうかと、忙しい中をですね、なかなか町長の思う事が実行できるまだ時期なのかな、どうなのかな、というような感じではありますが、町長は、ハードからソフト重視の一つとして、保養、癒しのプロジェクトに取り組む、中身は、温泉、健康、宿泊、森林浴、先ほどのですね、米本議員の質問のエコであったり、そして、グリーンであったり、というようなことにつながるのかなと思いますが、その中に散歩だとか、色々な事を考えておられる。ただまだ、その具体的な事がどうなのかなと、固まったのかな、あるいは今考え中なのかな、そういった一環で私この話をしているわけですが、また、もう一方で大山から日本海までの自然環境、歴史文化等を生かし、人と人、人と自然がつながる町を教育の基本とされるというふうな話もしておられます。私、この水の癒しについては、私以上に町長の方がご存じだとは思いますが、例えば、せせらぎの音、わたる風の匂いとか、実際にうぐいす橋の下で7回やったわけですが、雨の日もありました。しかし、かんかん照りの時期であります。一番暑い時期にやるわけではありますが、上の道路と、下の川は約20メートルぐらい下がっております。その20メートルの間に実は5度、あるいは6度、もう、天然クーラー。焼肉、あ、あ、魚を焼くわけです、炭、近くにあるわけですが、汗をかかない。誠に過ごしやすい、これ癒しだ

など感じております。水の癒しについては、動物、牛だとか、あるいは、にわとり、などがせせらぎの音を聞かせるだけで乳量が増える、あるいは卵が順調に生まれるというようなことも聞いております。私、じゃあこの自然を壊して、道路を造れとか、あんなことを言っとるわけではありません。それに親しむ。奥の方に分け入ってですね、道路をつける。皆さんが奥のほうに来やすいような、大勢の方が山に上がってやるというような話でなくってですね、この甲川という川が私たちの命の源であったり自然のこの素晴らしさを私たちが共有しとるとというような気持ち、そして、それによって癒される。わたし、長い距離とは申しません。一部、河川にですね、甲川に隣接した道路もあります。それを利用しながらせめて2.5キロ、往復で5キロ程度ですね、具体的な話ですが、わたしの夢といいますかですね、例えば、往復5キロあれば、ジョギングの方も往復で5キロ、2往復で10キロ、水に浸り、あるいは水の川の音、風を感じると。孫を連れてですね、土手を歩くだとか横をジョギングの方が通行する。そのような実は夢を描いております。

町長のこの保養、癒しのプロジェクト、どのようなものかよく分かりませんが、そのようなことがもしですね、町長が考え、少しでも固まっていますね、わたしはこのような考えがある、というようなものがあれば町長の考え、あるいはわたしのこのような話とですね、合致するようなものがあれば、町長その辺の事をですね、質したいと思いがいが。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい。西尾議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。たくさん話をされましたけれども、わたしのプロジェクトという思いの中にもたくさん触れていただきました。特にこの大山町は本当に度々申し上げますけれども、大山の天辺から日本海までを有するという本当にこの豊富な資源が、いかにしてこう生かして行って、そしてそこに、この住んでいる我々が誇りを持ってそしてそれが事業であったり、ビジネスであったりという形に展開していけるならばなおいいでしょうし、また、そういうことに結びつかないにしてもこのような提案をしていただく中で、大山の色々な資源を丸ごと体験していくような取り組みが展開できたらと思っておるところでございます。

今、ご提案をいただきましたこの件につきましても、特に溪流まつりの方で実行委員会をやっておられる皆さんとも話をする機会もございます。非常に川に対する熱い思いであったり、この川をなんとか守っていきたい、そして、逆に知っていただきたい。そういう熱い思いを感じたイベントであると思っております。ご指摘の話の中で、この川の方に遊歩道であったりという提案でございます。少し触れられましたけれども、本当にこの自然のままの甲川をかまうのがいいのか、あるいは、最小限の中でこの甲川をもっともっとたくさんの方々に感じてもらう、そのような形

でできるところを少し取り組みを進めたらどうだろうかという思いでございます。

私も、この取り組みについてできるものならば、進めれることができたかなと思っております。私の取り組みの中で実践者会議というものを、マニフェストといえますか、資料の中に載せた事がございますけれども、載せておりますけれども、まさに色々なハードで、あるいは取り組みをする中では行政の方だけがこういう提案を持ってどんどん進めていくということでは物事が進まないと思っております、実際にこういった甲川に身近に感じておられます皆さん方と一緒にその思いを感じながら今の提案を少しずつ着実に、色々な問題があるなら、それを一緒になって考えてクリアをしていく。その上で管理者であります県の方へのアプローチをしていくというような道筋がわたしは必要だろうと思えますし、それをすることによって県への働きかけも重いものになってくるのではないかなと思っております。

特に取り組みを進めていく過程の中では、もちろん県の方をお願いをすること、そして行政がわれわれがまたすべきこと、逆にこの遊歩道であったり、そういうものを進めていくに当っては逆に一緒になって考えていただくそういったメンバーの方々、地域の方々に逆に作った後の維持管理はわれわれに任せろというような固い決意であったり、そういった思いをしっかりと確認をし合っていくならば、なおこれが実現可能なことになっていく一步一步が進まるんじゃないかなと思っております。わたしはそのような思いの中で、実践者会議であったり、色々な取り組みをすべきと思っておりますのでひとつのことを進めるに当りまして是非とも皆さん方の絶大な力と、そしてエネルギーと、そしてそれを進めるに当っての後の取り組みもしっかりとアピールをしていただきながら一緒になってこの取り組みが本当に実現できればかなと思っておりますのでご協力、そしてお願いを申し上げたいと思えます。

○議員（8番 西尾寿博君） はい。終わります。

○議長（荒松廣志君） ここで暫時休憩いたします。再開は35分です。

午後3時22分 休憩

----- . -----
午後3時35分 再開

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。一般質問を続けます。6番、池田満正君。

○議員（6番 池田満正君） はい。議長。失礼します。森田町長になられましてから、5カ月近くになが経ちました。大山地区佐摩の大山診療所の今後はどういう体制に、いつごろまでを目安に考えていらっしゃるのですか。特に平成16年度完成の2階部分の活用をどうされるのか、今後の工程表について2点質問します。

1. 平成20年度4月に入院休止が決定した。今後は、入院施設、介護施設、指定管理、その他どういうふうを活用される考えなのか。

2. 今後、半年、1年以内などいつまでを目標にされているのか。以上です。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 池田議員さんの大山診療所の今後の体制をどうするのか、特に2階の入院病棟をどう活用するのかというご質問にお答えさせていただきたいと思います。

6月議会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、まずは外来の診療を引き受けてもらえる固定医の早急な確保に向けて、現在も鋭意努力しているところでございます。そして、2階につきまして固定医を確保することができた段階で、2階の入院病棟をどんな具合に活用すればいいのかといったことについて、その先生ともよく相談し、具体的に検討したいと考えております。1日も早く、その方針を町民の皆様にお示しをするように考えております。

ご質問の中にもございますが、入院を再開できそうな体制の整備の可能性が見えてくれば入院再開を目指したいと思っておりますけれど。私は現在のお医者さんや、医師や看護師の不足問題など国内、県内の医療事情を総合的に勘案すれば、入院というその見通しは非常に暗いと感じています。従いまして、入院の再開ということだけに限定をせず、その他の活用方策も並行して検討してまいりたいと思っております。

また、その際の取り組みとしては、町営ということではなくて、指定管理での運営も視野に入れながら検討を加えなければならないものと考えております。

とにかく現時点では、早急に外来診療体制を整えるべく、固定医の医師の確保に向けた取り組みを進めているところでありますので、しばらくの時間を賜りますようご理解の程よろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

○議員（6番 池田満正君） 議長、6番。

○議長（荒松廣志君） はい、池田満正君。

○議員（6番 池田満正君） 質問させていただきます。大山診療所は、平成16年に2階部分を含んで完成しました。わたしの調べた範囲では、ざっと建物が4億4,880万円、医療機器CTレントゲン、備品9,480万円、で5億4,360円で完成しております。それで今後、起債の返還が平成21年度から平成43年度まで23年間あると思っております。それで平成21年度から平成25年度までは、年間3,495万円5年間、それと平成26年度から平成43年度まで年間2,356万円18年、合計23年間で5億9,882万円の金を返還しなければなりません。活用されなければ、借金の返済だけ残ることになります。したがって医師不足、財政難など困難な問題が山積しておりますが、入院まで活用すると医師が二人いることになると思っております。高齢者またその家族、地域住民の方は今後どうするのか、森田町長に聞きたいし、1日も早く入院したいという思いが強いように思われます。

したがって、時期だけでも、決断する時期だけでも答えてもらうわけにはいきませんかでしょうか。以上です。

○議長（荒松廣志君） 町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 今、池田議員さんの方から思いを、合わせて質問をいただいたところでございます。時期のめどということでございますけれど、まあ先ほど申し上げましたように、固定医のお医者さんの確保ということで打診をし続けております。非常に厳しいという状況というのは、現在お医者さん、実際に実務をしておられますお医者さん、患者を、たくさんの患者を抱えておられるというのが現実でございます。その方に是非とも来ていただきたいという思いを訴えておるところでございます、その方との時間であったりとか、そういった取り組みをしていくのに、時間が掛かっておるということでございます。時期ということがわたしも話しができれば非常に皆さん方の方にご理解いただきやすいとは思いますが、今そういう状況でありますことをお伝えさせていただいて、もう少し時間をいただきたい。ただいつまでもやはり今の状況を継続するということはいけないと思っておりますので、今打診をしたりしておりますお医者さんとの関わりの中で、判断はさせてもらいたいと思っておりますので、よろしくご理解は願いたいと思います。

○議員（6番 池田満正君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 池田満正君。

○議員（6番 池田満正君） 最後に一言だけ質問させていただきます。しつこいようですけれど、入院という方策は、町長は全く考えていらっしゃらないんでしょうか、それとも多少考えていらっしゃるんでしょうか。どっちかお答え願えませんでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） ご案内のように、先ほどおっしゃいましたように、2階の入院ということになりますとお医者さんの確保、それから看護師さんの更なる確保、非常に今の固定医をお願いするという状況の中を想像しますと。さらにまたハードルが高くなるという現況がございます。入院という思いも住民の皆さんあると思っておりますけれど、逆にまた2階を使ったいろいろな形でのニーズもあると思っております。家庭の中で、これから取り組みを進めていく中で2階を、入院ができるというようなお医者さんの状況が見えればそれは可能だと思っておりますけれど、現状では非常に厳しいものがあるということをお伝えさせていただきたいと思っております。

○議員（6番 池田満正君） 終わります。

○議長（荒松廣志君） 次に、10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長、10番議席の岩井美保子でございます。2項目について、町長に質問いたします。

始めにごみ問題についてお伺いいたします。平成20年度の決算書をいただきま

した。この中でごみ全般、下水道の処理の、ごみの処理まで含めた全般の総支出額はいくらだったでしょうか。

それから2番目に、クリーンセンターだけの支出額、それから3番目に、中山清掃センターの支出額はいくらだったでしょうか。

で、4番目、平成17年度から町内の2の施設で焼却し、残量は境港市に委託していましたが、徐々に少なくなり平成20年度には委託搬入はしなかったということを知っています。

ところが中山清掃センターは、今度壊れたら稼働しないというような事を聞いています。それは本当でしょうか。そうしますと、今後の方向性としてはどうなることでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 岩井議員さんのごみ問題について問うということで、4つのご質問をいただきました。お答えさせていただきたいと思ひます。

まず一つ目としまして、平成20年度のごみ全般の支出額ということでございますが、し尿処理費を含めました清掃費、項の目でありますけれども、清掃費で言いますと約4億7,343万円となっております。

そして2番目のそのうちの名和クリーンセンターの支出額ということで、約4,531万円、3番目としましての中山清掃センターの支出額は、約4,124万円となっております。

次に、4番目の壊れた場合の今後の方向は、ということでご心配をいただいているところがございます。今までの経過を述べながら説明をさせていただきたいと思ひます。合併直後の大山地区の可燃ごみは、合併前と同様、全量境港市に処理委託をしておりましたが、平成17年10月より経費削減のため町内の名和クリーンセンターと、そして中山清掃センターで焼却するよう試行錯誤しながら試験運転を開始いたしました。平成18年4月からは、ごみ量が多いときは、収集車の振り分け、又職員が残業で対応するなど、大方のめどがつかしましたのでこの2施設で調整しながら全町分の可燃ごみの焼却を本格的に開始したところがございます。ただごみの量が多くなります年末年始と施設の修繕期間中は境港市に従来どおり処理の委託をしております。

平成19年度におきましては、平成20年1月の年始についても焼却場も休業したこともあり、5日間だけ境港市に処理、委託をしたというところがございます。

平成20年度には、このところ住民の皆様の分別に対するご理解等による可燃ごみ量の減少傾向もあり、さらには現場職員の鋭意努力によって全量が町内の2つの施設で処理することができるようになりました。

しかしながら、焼却業務全般について何が起こるか予測できない部分もあります

ので、緊急避難的な意味を含めて、境港市さんのご理解をいただきながら、焼却委託について毎年覚書を交わしているところでございます。

なお、両施設におきましては、毎年点検清掃を実施して予測できるところは修繕を施しながら、延命の措置を図っているところでございます。ご理解を賜りますようお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議員（１０番 岩井美保子君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 岩井美保子君。

○議員（１０番 岩井美保子君） 延命治療しながらということと安心いたしました。これが、一つの施設になるということは、名和のクリーンセンターだけになるということは、名和のクリーンセンターを１日中燃やす、そして職員の方を三交代にでもして、１日燃やすことができるのかなという思いがしておりました。で、境港さんの方に委託をとということを今おっしゃいましたですが、境港さんでは、この間９月の１５日日本海新聞の方に出ておりました。ごみの持ち込みは有料化にするというようなことが新聞記事に載っておりました。ですから、外部から持ってくるものは、凄く値上げをされるんじゃないかという懸念がいたしましたが、そこら辺のところはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

それでですね、この頃、ごみのことにつきまして、ちょっとこの間も全員協議会の中で、副町長さんの方から説明を受けたんでございますが、広域でごみの焼却場施設を計画してあったんですけど、１８年の１月２０日にそれを計画を凍結ということになったということでございます。ですから今ある施設を上手に使って、長持ちさせないと、大山町のごみはととても大変なことになります。これから先、単町でごみ施設の処理場を計画されることができると町長はお思いになっていらっしゃいますでしょうか。それとも、単町ではできないから広域でみんなと一緒にやるんだというお考えなのでしょうか。そこのところお聞きしたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 岩井議員さんの方から２点ご質問があったと思っております。一つ目の境港市へのごみの持ち込みということで、市の方が有料化になったということでわが町はどうなんだろうかということでございますけども、現在といたしますか、当初から有料で納めさせてもらっているというところでございますので、大きな変化はないと思っておりますけども、詳細につきまして、担当課の方から答えを述べさせてもらいたいと思います。

それから２つ目の広域の焼却施設についてということで、平成１８年、取り組みを凍結をしたということでございました。その意味合いを含めて、長持ちをさせていくということでございますけれど、広域の中で今検討しておりますのが、平成２８年を一つのめどにおきながら、どのような形でやっていくかという検討は進めて

おるところでございますので、一つご安心を願いたいと思います。以上でございます。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長、住民生活課長。

○議長（荒松廣志君） 住民生活課長、小西広子君。

○住民生活課長（小西広子君） 境港市への搬入についての経費の値上げはどうかということについてのご質問にお答えしたいと思います。

今年の6月以降になりますけども、覚書によりまして単価の契約をしております。で、単価につきましては、17年の当初から、17年の当初は3万1,728円でありましたけども、18年以降は3万1,791円という単価で、契約をしておりますので、このたびの報道があったということでの値上げはないという具合に思っております。以上でございます。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） このごみ問題につきましては、いろいろな分野で法の縛りがございまして、自分たちのごみ、自分のごみでありながら、自由に処理ができない部分もあってもどかしい思いがしているのも事実であります。

それでこういう焼却をせねばいけないようになりましたのは、昭和43年に名和地区は始めております。それから大山地区は昭和46年から、それから中山地区は49年からのようでございます。ですから今、平成20年度だけのお金を計算していただいて発表していただきましたが、4億からのごみの処理に使うということでございます。もう少しこれを下げるべく町民の努力のお願いをせねばいけないんじゃないかという思いがしてなりません。町長、今まで4年間議会で一緒でしたけれど、ごみの問題は1回も話したことがございませんでした。このごみのことについてどのようにお考えでしょうか。もう一度、お聞かせ願います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 岩井議員さんのご質問でございますけども、わたしも本当にごみの問題につきましては、お金が掛かる、これはどうしても家庭から出てくるものでありますから、その処理ということでもあります。やはり出てくるごみを減らすということが根本的な問題なんだろうなと思っておりまして、それを分別ということになろうと思っております。合併をしましてから、わたしも議員もしておりますけども、いろいろな議員さんからの問題の指摘や、あるいは意見や質問がある中で5年目を迎えてごみの分別収集であったりその取り組みがかなり落ち着いた形できてるのではないかなと思っております。その成果の中で先ほど申し上げましたように当初非常に多かった量のものが、町の皆様のご努力いただいてご理解いただいて、名和と中山のセンターの方で処理ができる水準まで来たということであろう

と思っております。これからさらに皆さんの方の、町の皆さんのご理解をいただきながら、あるいは分別についての新しい取り組みがもしあるならば、また検討しながらこのごみの処理費の軽減ということに繋げていけたらなと思っておるところでございます。今、新しいこの取り組みということについては思いを持っておりませんが、今の現在の分別の取り組みをきちっと実施をしていくということがまず大きな基本であろうなと思っておりますので、その取り組みを町民の皆様と行政の方と一丸となって協議しながら進めていきたいと思っております。また新しい提案がございましたらば、逆にご指導、ご意見を賜りたいと思っております。

○議員（１０番 岩井美保子君） 了解しました。

○議長（荒松廣志君） 岩井美保子君。

○議員（１０番 岩井美保子君） はい、次の質問に入ります。選挙の期日前投票の開設所の入り口が薄暗いので、高齢者にとっては大変な思いをしたという連絡がきました。それでですね、もう少し明るくしていただけないかという思いがわたしの方に届いてきましたので、質問させていただくことにいたしました。

これは、お年寄りの目っていうのは、まあ例えば白内障という病気があるとか、いろいろな持病をお持ちの方で、目が少し不自由であったり、ということがありまして、もう少し明るくないと、いつでも役場に出入りしている方は歩きやすいのかもしれませんが、お年寄りの方のように選挙のときだけ、役場に若い人に連れられて来たというようなことで、ちょっと暗めだったら本当に高足を踏んだということこけられなかったから良かったようなものですが、捻挫でもされたら大変だったなという気持ちがしまして質問いたしました。どうぞ一つよろしく願いいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 岩井議員さんの二つ目の質問でございます。「選挙の期日前投票所」に関してのご質問でございました。お答えをさせていただきたいと思いません。

期日前投票におけます投票所の設置場所は、ご存じのように、本庁と中山支所、そして大山支所の３箇所に設けてございました。このたびの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票の投票時間は午後８時までということでございまして、日が暮れる時刻が大体午後７時頃だったろうと思っております。この３箇所の投票所においては、入り口付近に照明がありますし、本庁におきましては、駐車場に数箇所街灯もあります。また、高齢者の方々や障害者の方々にはバリアフリーの対策も確保しておりまして、スロープには障害物もなかったと思っております。

投票されましたお方がどのような状況であったのかなということを推しはかるこ

とができませんけれども通常の一般的な措置は取れていたと思っております。ただご指摘ございますように、いろいろな方々への配慮という面でいたらないところがあつたのかなという具合に思います。まあ議員さん、ご存じでございますれば、特定場所の、またその状況のご指摘がございましたら、今後の参考にさせていただき、検討したいと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） それではわたしの方に申し込みをされた方を連れ立って役場の方に来させていただきたいと思っておりますので、どこがどのように暗かったかというようなことと、それからまあサーチライトとまではいなくても、ちょっとそれぐらいな明るさのようなものを付けていただくことができるのか、いろいろと検討していただきたいと思っておりますが、こういう電灯の中で電気の球を変えるというわけにいかないだろうと施設の場合、と思っておりますので、付属を付けていただくというようなことになるのかも分かりませんが、そういうわたしに意見を言われた方を連れ立ってきてもよろしいのでしょうか。

○町長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、あの実際に現場でどうだったのかなということを伺いさしてもらうことも大切だろうと思っておりますので、その中で状況を把握させてもらって、できることがあれば改善をとというようには思います。まあ状況を伺う中で判断させてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議員（10番 岩井美保子君） 了解いたしました。終わります。

----- . -----
○議長（荒松廣志君） 次、3番、大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 今日の最後になるかと思っておりますけれども、皆さんもお疲れだろうと思っております。私もだいぶん疲れておりますが、頑張って質問させていただきます。よろしく申し上げます。

わたしは3点について質問いたしますが、まず大山診療所の機能復活に向けてということで質問をいたします。

先ほども質問がありましたですけれども、この大山診療所が地域医療機関として、わたしたち大山町民の命と健康を守るために果たしている役割、たいへん大きいものがあると思っております。近くに入院とか介護施設を持つ医療機関があるということは、町民、取り分け高齢者やその家族にとって大きな安心感と利便性を提供しているというふうに思います。

しかし昨年以來、この入院、介護施設は使われないままであり、今年6月の中途

からは固定医師のない状態での診療業務が続いています。この間、芦田医師には、囑託として献身的な診療をしていただいておりますが、やはり本来の姿は町長も言っていらっしゃったように固定医師の確保です。この固定医師の確保にあたってですね、地域住民が非常に強く要望していらっしゃることは、入院施設並びに介護施設の復活を合わせて考えて欲しいということです。担当部局はおそらく困難な中でも固定医師の確保に努力していらっしゃるといふふうに思います。先ほども町長の答弁からも伺えましたですが、入院介護施設復活のこの視点に立って探していらっしゃるのか、その見通しがどうなのか。これは先ほど池田議員の質問に対して答えられましたので、だいぶん分かりましたけども、探していらっしゃるその軸足をですね、ただ現状のように入院介護施設を考えないでとにかく固定医だけの医者を探していらっしゃるといふ視点にたっていらっしゃるのか、あるいは入院介護施設を復活させるんだというところに軸足を置いて探していらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

このように医師の確保を困難にしている根底には、自民、公明政権による取り分け小泉政権以来の「構造改革」がもたらした地方の医師不足の問題があると思います。

この度の衆議院選挙によって政権が代わり、医師不足解消に向けた対策が期待される場所ではありますが、これも結果がすぐに出てくるものはないと思います。ですから、大山診療所の固定医師確保は、まだ難航すると思いますが、さっきの答弁にもあったとおりですが、大山町としては、やはりこの行政はもちろんですけども、わたしたち議会人もですね、双方がこの医師確保に向けて努力していくことが必要だろうというふうにわたしも考えます。

そこで、一つの方策としてですけども、長期的展望に立ちましてですね、医師不足というこの問題解決に向けて、国、特に国になると思いますけれど、あるいは県への方へ強く要請するという手段もあると思います。またこの診療所の、大山診療所の固定医師確保に向けても、まあこれは直接は県の方がいいでしょうか。県の方に向けての要請ということも合わせ考えながらやっていったらいいじゃないかというふうな、まあ他力本願ではないんですけど、もうあらゆる手を尽くす、いろんなところにも要請するというところをしていらっしゃるかもしれませんが、そういうことも大いにやっていくというふうに思いますけども、いかがでしょうか。以上大山診療所の問題について2点お伺いたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの大山診療所の機能復活に向けてということのご質問にお答えさせていただききたいと思います。

まず、1番目の入院・介護施設の機能復活に向けた固定医師確保の見通しはどう

かということでございます。私は、大山の診療所を存続いたしたいという思いの中で、6月の議会の中でもお話をさせていただきました。外来診療を引き受けてもらえる固定医の確保、これが喫緊の課題であると考え、その取り組みを進めてきております。

池田議員さんの方でも、質問でもお答えをいたしましたけれど、昨年5月まで大山診療所で行っていた入院・介護施設の機能復活の見通しは、極めて困難であると感じております。その理由といたしまして、一つは国の方針として「介護療養型医療施設」が平成23年度末で廃止されること、そして施設運営面では、以前の診療所のように1人の医師が入院と外来を担うような苛酷な労働環境は、今の、そして探しています現役医師にはどうも受け入れてもらえない、そしてそうかと言って複数の医師を確保することはなおさら困難であり、また確保できたとしても医師複数体制が診療所経営を一層圧迫することになりかねないといった状況もございます。

従いまして、診療所2階の有効活用につきましては、以前と同様の入院・介護施設機能にこだわらず、固定医確保後速やかに2階の活用策を検討したいと考えておるところでございますので、今しばらくの時間を賜りますようお願いを申し上げます。

そして2番目の、医師不足という医療問題解決に向けて、自治体から国へ要望していくことも一つの方策と考えるかという提案でございます。全国的な医師不足ということもございます。例えば、地方の医師不足の解消を狙った自治医科大学や鳥取大学医学部の「地域枠」、この定員を増やすということなどによって、近い将来にはその効果が大きく期待できるものと考えております。

従いまして、大山診療所のような「へき地診療所」の将来を展望すれば、国への要望の必要性も強く感じておりますので、県や関係市町村等とも歩調を合わせながら取り組んでまいりたいと思うところでございます。以上で終わります。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 今初めて聞きまして、平成23年度末で介護療養型医療施設が廃止されると、国の方針としてあるということを知ったんですけども、これはちょっとわたしも、うーん、誠に不案内なんですけれども、入院施設もこれは廃止されるということなのか、ただ介護施設なのかどうなのかお聞きしたいと思いますし、入院施設ということに関しては、廃止されないと、残されるということであれば、やはりあれだけの施設を持っているわけですから、宝の持ち腐れであるままにしておくのは非常に僥倖しません。ですから地域の、特にお年よりの方々、わたし自身もそう思っているんですけども、やはり入院施設というのが、旧大山地

区にあるということは、もう繰り返しになりますけれど、本当に安心なことになるわけですので、是非この入院施設だけでも、将来復活できるようにしていきたいものだというふうに思うわけですが、その際にですね、終わりの方でおっしゃいましたけども、自治医科大学とか鳥取大学の地域枠の定員を増やすことによって、その将来には効果が大きく期待できるのではないかという展望もありますので、その辺のこと、やっぱり長期展望にも立たなければならないと思います。短期展望とそして長期展望というものが必要だろうと思いますが、取りあえずは、現状のような固定医師確保ということもやむを得ないかもしれませんが、それはなるべく早いうちに解消していただいて、入院施設の活用もできるということをね、極力努力していかなきゃならないと思うんですが、その点についていかがお考えか、再度お伺いいたします。

○議長（荒松廣志君） 答弁。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 2点ほどの質問だったかなと思いますけれども、国の制度の関係につきましては事務局長の方からまた詳しく述べさせていただきたいと思いますが、施設が無くなるということではなくて、国の制度としての補助事業、そういったものが廃止されてくるということでございまして、詳細は事務局長の方から述べさせていただきたいと思います。

それから2つ目の件につきましては、2階の活用ということであろうと思います。ます。入院の対応ということでは、なかなか医師の問題ございますけれども、固定医を何とか早く位置づけをさせていただきながら、2階のいろいろな多方面の活用ということでは、進めていかなければならないと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○診療所事務局長（斎藤 淳君） 議長、診療所事務局長。

○議長（荒松廣志君） 診療所事務局長 斎藤 淳君。

○診療所事務局長（斎藤 淳君） 大森議員のご質問にお答えしたいと思います。

大山診療所には、現在は休床しておりますが、ベッドが19ございます。その内の10床は、いわゆる医療用の入院ベッドということでありまして、残りの9床がいわゆるほぼ入院と同じような形なんですけれど、介護用の患者を面倒みるベッドということがございます。で、そこらのいわゆる医療と介護とのなかなか線引きが難しいような形になっています。医療費がかなりかさんできたことによって、平成18年度ですか、医療制度改革が行われました。その時に、先ほど町長が答弁申し上げました介護療養型医療施設を廃止しようということになったわけです。それで、廃止された場合に、今度はそれを通常の医療用の入院ベッドとして使うという方法もありますし、あるいは別の方法としては、在宅介護のための例えばショートステイですとか、なんかの施設としてベッドとして活用する、そんなようなこともでき

るのかなということをございまして、基本的には従来の大山診療所が行っていた入院介護のシステムというものが、平成23年度までということが、現在国の方針で決まっているということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（荒松廣志君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 固定医が見つかって入院施設もさっき局長がおっしゃったようなこともこの介護施設も使えるというような見通しがつくならば、あと財政的な問題がありますよね、まあこれをどうするかということだと思いますけども、先ほどの池田議員の質問にも、答弁にもありましたように、指定管理も視野に入れなければならないじゃないかということもあると思いますが、ここでは、再度ですね、やはり地域の皆さんの要望に立って入院施設をやはり開設するんだというその強い意欲の基に、あらゆる手を尽くしていただいて、今後ですね、この大山診療所が本来の機能を復活するようにしていただきたいと思いますけども、町長決意のほどお願いしたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの質問に答えさせていただきたいと思います。一番最初の答えの中でも話をさせていただきました。お二人の医師を確保していくということについての難しい問題があるということで答えをさせていただいたところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） では、2つ目の質問にいきたいと思います。次には住民への説明責任について質問したいと思います。

地方自治体の本来の任務、これは言うまでもなく、住民の福祉の増進を図るということです。これ言い換えれば、地域住民の暮らしと福祉、健康や安全を守ることではないかと思います。その点から町行政の基本的な姿勢としまして、町民や住民の願いや要求に基づいて町政を運営していくことが極めて重要であるというふうにわたしは考えます。その姿勢がしっかりとあれば行政の執行にあたって町民への説明責任も十分に果たされていくのではないかというふうに思います。

しかし大山町の行政は果たしてそうなっているのだろうか少し疑問に感ずるところがあります。それはですね、その具体例として、話を出させていただきますけども、山陰道建設に伴うナスパルタウンの住民に対しての説明責任が挙げられます。少し詳しく述べたいと思いますけども、都市計画の山陰道建設が決定したのが、平成10年3月です。旧中山町がナスパルタウンの住宅造成計画に着手したのが、平成12年でした。このときすでに山陰道建設場所の計画図はできていたのですが、当時の町行政は、騒音問題のなど気にかけることもなく、宅地造成計画において、

騒音対策等は考慮されていなかったようです。そのため平成14年のナスパルタウンの第一期分譲、翌年の第二期分譲の際にも土地購入者に対して、山陰道建設による騒音等の影響についてはおろか、山陰道建設予定の事実すら説明されていなかったようです。山陰道中山名和道路の建設が平成19年に着手されてから初めて中山地区住民を対象にした説明会が行われ、そしてナスパルタウンの住民を対象にした説明会が持たれたのは、ようやく今年の5月になってからであります。しかも住宅を建てていない土地購入者には、この間、連絡も説明もなされていなかったという実態があります。このように山陰道が住宅地のすぐ近くを通るにも関わらず、騒音対策等の考慮もされず、山陰道建設についての住民への説明も今まで行われてきませんでした。

その結果、静穏な住環境を守って欲しいという住民の切実な願いとしての、例えば住宅団地から離れた位置に路線変更して欲しいとか、騒音防止のためにシェルター方式にして欲しいという住民の要求は実現不可能となりました。このナスパルタウンの一連の事態は何を物語るかです。ここには町行政の住民への説明責任の不十分さがあつたことが浮き彫りになってきます。さらに言うならば、説明責任の不十分さの根底に町行政が住民の立場にとことん断ち切れていなかったということがあつたのではないのでしょうか。説明責任を果たすということは、住民に対して事前に十分説明をし、納得と合意を得ながら行政を進めていくということではないかと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの2つ目の質問でございます。住民への説明責任は十分かと、この質問につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

町の行政執行の中で公共事業執行における説明責任の果たし方についてその考え方を述べさせていただきたいと思います。

町内では、町が行います道路整備、国土交通省が所管します山陰道、国道9号の整備、そして鳥取県が所管します県道、二級河川の整備など多くのその公共事業を行っております。

一つの例として示されております山陰道整備に伴いますナスパルタウンの皆さんに対しての説明でございますけれども、この地域の山陰道計画は平成10年に都市計画決定され、その時点で旧中山町の皆さんには事業計画が説明されておりますが、平成19年の事業決定までに10年という長い期間を経ておるところでございます。この期間の中で、山陰道建設について町からの説明がなかったとのご批判を頂いたところがございます。

事業決定後の住民説明会は、先ほど質問にもございましたが、平成19年5月に2日間に分けて中山環境改善センターで行ったのを皮切りに、関係集落毎に事業説

明会を繰り返し行い、合意を得られましたところから調印を行い用地測量、用地買収へと進んでおるところでございます。

ナスパルタウンの皆さんに対しては、平成20年5月に事業の説明会を行いまして、その後、ご意見、いろいろな提案、宿題を頂きながら一つずつ解決し、今年7月まで計6回説明会や個別訪問によります意見の聞き取りや説明を行い合意を頂いてきたというところでございます。

宿題を受けて、課題を提起されて、回答まで長い日数を要し、中間報告がなかったとの批判も受けましたけれども、国土交通省そして町とも誠意を持って対応させていただいておりまして、今後も工事実施に向けて説明会を行う予定にしております。

また、こういった状況を踏まえて、現在取り組んでおります国道9号の塩津交差点改良での取り組みについては、地元の皆さんの意見を聞き、各集落の区長さんであったり、区長代理さんであったりPTAの方々であったり、高齢者の方々であったり、そういった方々をメンバーに加わっていただき、皆さん方の意見をお聞きしながら、そして合意を得ながら住民参加の基で計画を進めたい、その思いで取り組みを進めております。交通安全指導員の方々やさらに事業主体であります国土交通省、関係機関としては鳥取県、八橋警察署、そういったメンバーでの協議会を組織して計画を進めておるところでございます。

特に公共事業の計画策定、事業執行につきましては、地元の皆さん方の合意を得ることが重要であると承知をしておりますして、説明、あるいは意見交換を重ねることにより満足度の高い公共事業執行が行えるよう、その取り組みを進めておりますし、今後も十分な説明責任を果たしていきたいという具合に考えておりますのでご理解をお願い申し上げたいと思います。以上で終わります。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） わたしの聞いたところによりますと、ナスパルタウンの皆さんの、住民の皆さんの一番不安な点は、そこの不安の原点というのは、やっぱりここは非常に静かない所だ、そこを求めて来たにも関わらず山陰道が通過するということが分かっていたのにそれを知らされなかった。その購入時点で知らされなかった。その後も知らされなかったということが一番最初の不安としてあって、それが今も続いてきていたのかなというふうに感じたところなんですよね。その辺については、それ以後、説明がなされていろいろとナスパルタウンの皆さんの意見なり要望なりを聞いていらっしやったり、足しげく課長さん辺りも通われたりっていうことも聞いております。その取り組みには、その努力には敬意を表したいと思っておりますけども、今後ですね、先ほどは例えばということで国道9号塩津交差点

改良では、地元の皆さんの意見をお聞きし、住民参加のもとで計画を進めたいとの思いからうんぬんということがありましたけども、今後ナスパルタウンの近くの工事も始まっていくわけですけども、これからについてですね、ナスパルタウンの住民の皆さんに対する思いとか、あるいはどういうスタンスでやって執行していきたいと考えてらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 詳しくはまた担当課長の方から後ほどお話を続けさせてもらいたいと思いますが、塩津改良交差点の協議会、そういったメンバーのこれから取り組みを進めていきます中でもナスパルタウンの代表の方々も加わってもらってというような思いの中で進めておるという状況でございます。担当課の方からもそのことについて述べさせていただきたいと思います。

○建設課長（押村彰文君） 議長、建設課長。

○議長（荒松廣志君） 建設課長、押村彰文君。

○建設課長（押村彰文君） 大森議員さんの質問にお答えをいたします。山陰道の整備については、今はずっと計画を示させていただきまして、一定のご理解をいただいて用地買収に入ったところでございますけども、工事は今後の話しになりますので、また工事に向けて説明は重ねていくという考え方でございます。

もう一つ、国道9号塩津交差点でございます。その塩津交差点付近に、中山インターチェンジから国道9号へのアクセス道路を作る実は計画も持っておるところでございます。それは町長の答弁の中でもありましたけども、協議会を組織して地元の方の意見を聞きながら計画に反映をさせるということにしておりますが、そのメンバーの方にもナスパルタウンの区長さん、副区長さん入っていただいております。これから具体的に計画が進んでいくわけでございますけども、その節々といえますか、そのタイミングにもよりますけども、ナスパル自治会の皆さんには、このアクセス道路の話はやっていきたいと思っておるところでございます。

さらに一つ付け加えさせていただきますと、9月の13日にもこのアクセス道路の件については、ナスパル自治会の皆さんと意見交換をしたところでございます。以上でございます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） まあ一つの例としまして、ナスパルタウンのいろいろな経緯について出させていただきましたけども、先ほどもありましたように、特に公共事業の場合、十分な説明責任を果たしていかなきゃならないということも町長の方からあったわけですけども、これはどんな行政にあたって説明責任というのは、本当に大事だろうと思っておりますが、これ行政全般についても同じような

考えでいかれるつもりだろうと思いますけども、その辺りもですね、住民の納得と合意を得ながら、少し説明責任にも十分に果たしながらやっていくということについてご確認をさせていただきたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 住民の皆さんへの説明責任ということでございます。今大きな時代の変化がおきております。先ほどの委員さんの中でも一言述べさせてもらいましたけれども、住民の方々への説明責任ということの中で、従来 of 国の施策事業がこれから大きく変わってくるのかなという思いをもっております。既に実施しておりますさまざまな事業がございます。農業もございます、福祉もあります、教育もあります。そういった事業の変更がこれから出てくるやもしれないということを感じております。そして議員さんの方からこういった住民説明、説明責任を非常に重要であるということをお話をさせていただいております、わたしも同感でございます。

ただこの政権が変わったということによって、どれだけ国の施策が変わってくるのか、当然事業が変わってくるのか。先ほど後期高齢者の中でも少しありましたけれども。トラブルがあってお叱りを受けるという場面が実際にあったりしております。今後こういったことが全くないように職員一丸となって取り組んでいかなければなりませんけれども、現実にこれで全くなかった出来事がこれから起きてくるという不安がございます。そのことを議員の皆さまにもそして町民の皆さまにも少しだけご理解をいただいて、従来 of 取り組みが変化があった、そういったことについての情報提供や資料提供であったり、アピールであったりPRはさせていただきますけれども、どうしてもそれにおっつかないという場面も出てくると思いますので、この場をお借りしてでございますけれども、職員一丸となって一生懸命その住民の皆さんへの説明責任を果たす努力をいたしますけれど、結果として十分果たしえないという場面も出てくるやもしれませんので、ご理解を賜りますよう議員の皆さまにもそして町民の皆さまにもお願いを申し上げたいと思うところでございます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 3点目の質問にいきたいと思います。3つ目の質問として、国民健康保険の減免制度の創設を求めてしたいと思います。

日本ではここ数年間、自民公明政権による規制緩和を標榜した構造改革の結果、経済的にも社会的にも2極化が進んで、格差が拡大し雇用の不安定化、社会保障の抑制や国民への負担増などがもたらされました。また長引く経済不況の中で昨春秋には世界同時不況が襲いかかって地域経済はいよいよ疲弊しております。

そのため生活に困窮する人々は増加してきておまして、例えば医療機関に治療

費が払えず、未収金が全国的に増加しているという話も聞きます。

また各種の公的負担金についても払えず、この大山町でも滞納がなかなか減らない、そういう実態もあります。これは悪質滞納というよりもむしろ先に述べたことが背景になって、生活困窮が主な原因としてあるということが推察できます。

そこでわたしここでは、国民健康保険の減免制度に限って質問させていただきます。まず一つは、国民健康保険法第44条による一部負担金の窓口をですね、一部負担金の減免制度についてです。厚生労働省から7月1日付けで生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応についてという通知が出されました。これは未収金問題の解決をはかるという側面もありますが、それと同時に生活困窮者に対する救済を目的としております。そして自治体に対して国保の一部負担金減免制度の適切な運用を求めています。

しかし、現在本町にはこの制度がありません。鳥取県では、この県内では、この国民健康保険法第44条による減免制度を設けているのは、19自治体のうち、6自治体です。

しかし、全国的には、55%にあたる103の自治体が一部負担金の減免を実施するための制度である条例とか規則とか要綱などを設けております。低所得で生活に困っている人に少しでも救済となるために、この制度の創設というのは、意義あることと考えますけれど、所見を伺いたいと思います。

それから二つ目は、国民健康保険法第77条による国保税の減免制度についてです。国保税の滞納者の中には、低所得のために払いたくても払えないという人が少なからずおります。このことは6月議会でわたしも質問をいたしたところですが、現状としましては、国による法定減額の制度があるわけですが、それ以外の低所得の人たちの救済のために、この国保税の申請減免制度を本町でも創設することは意義あることと考えます。これについても所見を伺いたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 3つめになります大森議員さんの国民健康保険の減免制度の創設をということでご質問いただきました。お答えさせていただきたいと思いません。

先般、厚生労働省におきまして「医療機関の未収金問題に関する検討会報告書」が取りまとめられ、医療機関の未収金は、「生活困窮」と「悪質滞納」が主な発生原因であると指摘されております。

このうち、「生活困窮」が原因である未収金に関しては、医療機関窓口で支払う一部負担金の未収発生を水際で防止するため、収入が生活保護基準以下など、「一時的に生活保護に準じる状況にある世帯」を減免対象とするなど制度の運用改善策がまとめられたところでございます。

今般、国におきまして、一部負担金減免制度及び保険者徴収制度の運用について、モデル事業を実施し、結果が検証され、平成22年度中には全市町村において適切な運用がおこなわれるよう、一定の基準が示されることとなっております。

実際の運用基準は、市町村ごとに決めることになっておりますので、このことを視野に入れまして、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、「国保税の滞納者の中には低所得が理由で払いたくても払えない人がいる。その人たちを救済するために国民健康保険法第77条に基づく国保税の減免制度を創設することについて所見を伺いたい。」ということにつきまして、お答えさせていただきます。

本町には、国民健康保険法第77条の規定に基づき、大山町国民健康保険税条例第29条や大山町税及び国民健康保険税減免規則がございます。国民健康保険税に対する減免は、これらの規定により実施しているところでございます。

また、納付相談等により被保険者の状況を総合的に勘案して、必要に応じて国民健康保険税の分割納付を実施して納税者の負担軽減を図っているところでもございます。ご理解を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 後者の方については了解しました。始めの方、前者の方の医療窓口機関でのこの一部負担金の減免制度ですね、これについては検討を重ねていきたいということですので、新たにこの制度を創設したいという方向での答えかなというふうに思いましたけども、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。22年度中で、市町村において適切な運営が行われるようということの中で基準が示されておるところでございます。これから中身についてももう少し精査をしながら検討を進めていきたいということでございます。細かなところにつきまして、担当課の方から述べさせていただきたいと思っております。

○議長（荒松廣志君） 住民生活課長、小西広子君。

○住民生活課長（小西広子君） 大森議員さんの質問に答えさせていただきたいと思っております。おっしゃるとおり、大山町では現在のところ制度は作っておりません。まあその18年に全国的な調査がございましたようで、その時に財政への影響が大きいんではないかということ、それからじゃあその生活困窮の判定が難しいのではないかなという理由でできていないという現状がございます。

ですけれども、先ほど町長が申しましたように、国の方において一定の基準が示されるといふところでもありますし、まあ仮にこういふことで、医療機関に医療を受けても受けられないというような事態がもし生ずるならば、これは避けないといけないと思っておりますし、それから受診が遅れたことによって結果的に高額な医療費が掛かってくるということになると、まあ住民の方への身体へ負担とか、経済的負担がより増すこと、それから町の財政も圧迫してくるといふところの辺もありますので、状況を見ながら前向きな方向で検討を重ねていきたいという具合に思っております。以上でございます。

○議員（3番 大森正治君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 前向きな方向でということでしたので、早いうちにこれを創設していただけるのかなというふうに期待したいと思っております。先ほどもなかなかできなかった理由としまして、判定が難しいということと、それから財政的な面ですね、この財政への影響の心配があるということだろうと思っておりますけれども、この点についてやはりどこの自治体でもあっているようでして、国会の方でもその辺のやりとりがっております。わが党の小池晃という参議院議員が、厚生労働委員会での質問の中で明らかにされたようなんですけれども、この厳しい状況、財政状況の中で、減免制度の二の足を踏む

自治体も多いと指摘して、国からの補助を求めたわけなんですけれども、これに対して舛添厚生労働大臣、前厚生労働大臣ですね、これが特別調整交付金を使って、負担分の半分を国がみることはできないか検討していると、セーフティーネットの一つとして活用したいという答弁もしておられますので、かなりこれ明るい展望じゃないかなと思っておりますから、是非早く創設を望みたいと思っておりますけれども、そのめどがもし言えるようでしたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（荒松廣志君） 答弁、町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 大森議員さんの方からの質問の答えをさせていただきたいと思っております。先ほど国の方でのいろいろな審議状況もお話をいただきました。22年度中ということで、前政権の中で出てきた施策でございます。今後、この事業が継続されるのかどうかということも含めて関心を持って望みたいと思っておりますけれども、この状況が継続されるということであれば、先ほど担当課の方で申し上げましたように、取り組みを前向きな検討のなかで精査をしながら進めていくということになりますけれども、国の状況を少し、関心を高めてこのことについて状況把握を試みたいという具合に思っておりますので、その点につきましてはご理解を願いたいと思っております。

○議員（3番 大森正治君） 終わります。

----- . ----- . -----
○議長（荒松廣志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。次会は明日18日に本会議を再開します。10番通告の議員から順に一般質問を許します。定刻9時30分まで、本議場にご集合ください。ご苦労さんでした。
----- . ----- . -----

午後4時54分 散会